

# 令和3年8月 校長会資料

1	学校給食費公会計導入について.....	1
2	学校規模適正化・適正配置について.....	7
3	特別支援教育の取組の推進について.....	8
4	学校危機管理マニュアルの見直しについて.....	13
5	熱中症事故の防止について.....	15
6	登下校時の地震発生を想定した学校の備えについて.....	26
7	2学期の長期欠席対策について.....	28
8	人権教育の推進について.....	29
9	1学期の生徒指導事故報告及びいじめ事案報告の概要について.....	34
10	自殺予防について.....	35
11	教職員の交通事故防止について.....	37
12	時間外労働時間削減の取組について.....	39
13	教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について.....	42
14	令和3年度中間面談にかかる学校訪問(集団面談)の実施について.....	46

# 学校給食費公会計導入について

令和3年8月25日

教育委員会事務局 教育総務課

# 1 公会計化について

- (1)学校給食費を鈴鹿市の一般会計予算に組み入れる「公会計制度」の導入を進めます。
- (2)歳入予算では、学校給食費，歳出予算では食材調達費，人件費，システム関係経費等を計上していくこととなります。

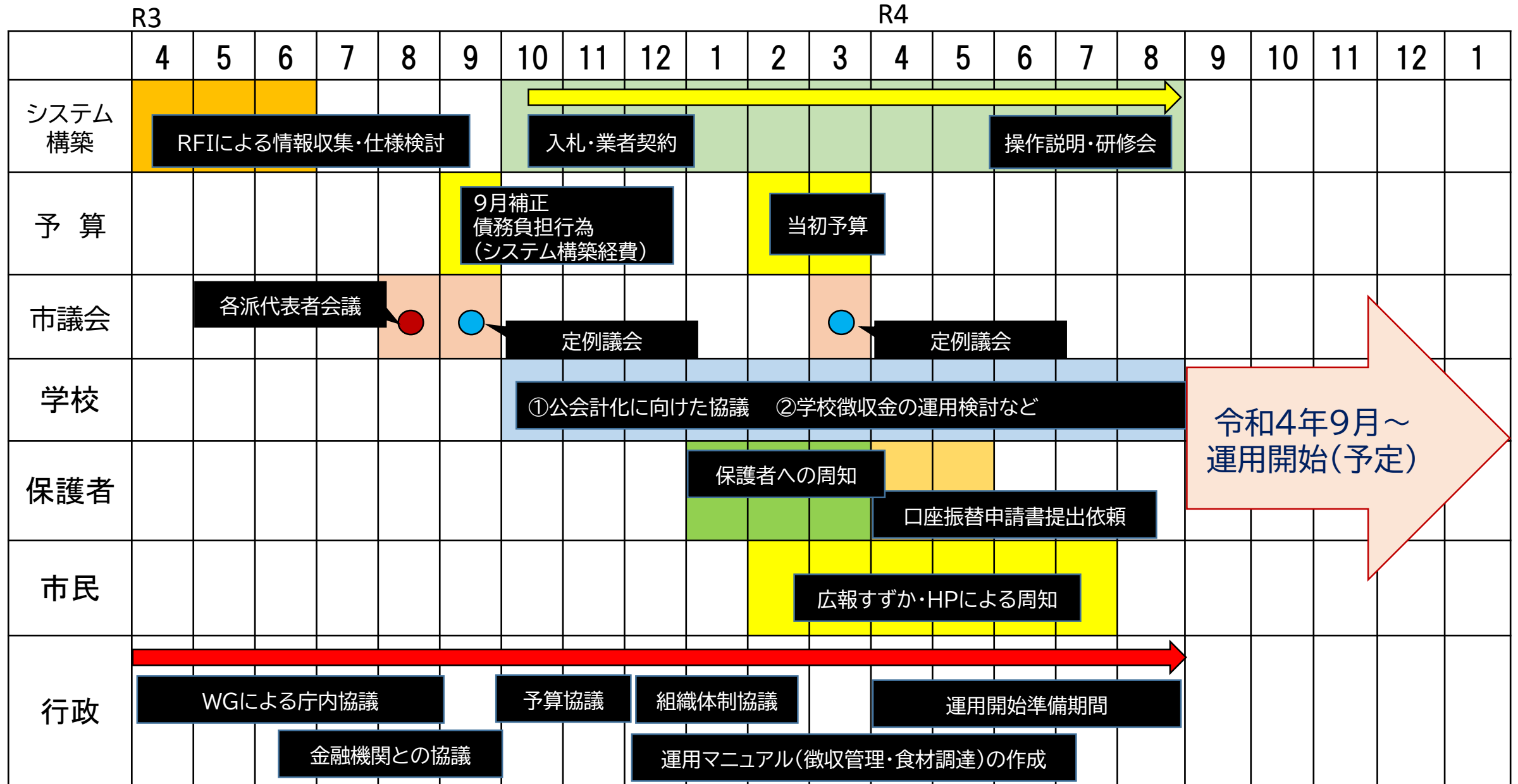
# 2 期待される効果

- (1)保護者の利便性の向上
- (2)学校給食費の徴収・管理業務の効率化
- (3)学校給食費の管理における透明性の向上，不正の防止
- (4)学校給食費の徴収における公平性の確保
- (5)学校給食の安定的な実施・充実
- (6)教員の業務負担の軽減

# 3 導入(運用開始)時期について

- (1)文部科学省の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」では、概ね2年間の準備移行期間を標準としているが、円滑な移行協議を整え令和4年9月からの運用開始を目指します。

# 4 導入スケジュール概要



## 5 予算について

- (1)令和4年9月運用開始を目指すため、所要経費として、令和3年度9月補正予算にて公会計システム構築のための債務負担行為の追加補正及び準備経費のための歳出補正予算の提案を予定しています。
- (2)令和4年度当初予算には、運用開始以降の実施関係経費について、歳入(学校給食費)、歳出(食材調達費等)予算の提案を予定しています。

## 6 歳入(学校給食費)について

- (1)学校給食費公会計化の円滑な導入移行を進めるため、保護者・学校等へ早期に導入スケジュール、制度概要、手続き等について周知を行います。
- (2)学校給食費の公会計導入により、一時的な収納率の低下が懸念されるが、学校と連携した徴収管理を進めていきます。
- (3)徴収に係る業務を学校から本庁へ移行(一部除く)することから、運用マニュアル(徴収管理編)を作成します。

## 7 歳出(食材調達)について

- (1)食材調達は、各学校地域単位で事業者から仕入れている歴史があることから、市内事業者の事業継続の観点も含めて食材調達方法について検討していきます。
- (2)学校給食費の公会計化に伴い、食材調達単位、学校給食専用の業者登録制度の導入、地産地消の推進など幅広く検討し、学校給食の安定的な実施・充実につなげていきます。

## 8 学校徴収金について

(1)学校給食費以外の学校徴収金(教材等)の公会計化の導入については、平成30年4月現在の国の調査では、公会計処理を行っている地方公共団体は24団体で全国割合1.4%と低く、他市の状況も踏まえた今後の検討課題とします。

(2)公会計化とは別に保護者の利便性向上の観点から、学校給食費と学校徴収金の一括口座振替の取扱いの可否等について、関係機関(金融機関、学校、会計課等)と協議します。

## 9 その他

(1)学校給食費の公会計化に伴い、給食費の管理及び食材の調達などが本庁業務となることから、鈴鹿市学校給食協会の廃止等について検討します。

(2)学校現場からの大幅な業務集約により、本庁での組織体制強化について協議します。

(3)チラシ、広報すずか、市ホームページ等により適切な時期に保護者、市民への周知を実施します。

(4)口座振替申請書の提出など必要な手続きについては、学校と連携を図り効率的に進めていきます。

# 10 参考

## 鈴鹿市学校給食の現状

### (1)食数(令和3年度)

幼稚園 約330食

小学校 約11,350食

中学校 約5,860食

合計 約17,540食

※教職員等を含む

### (2)予定回数(令和3年度)

幼稚園・小学校 187回

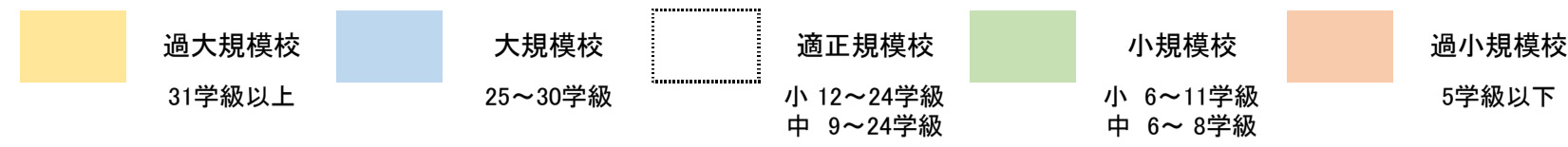
中学校 173回

### (3)学校給食費(令和2年度, 保護者・教職員等負担額)

759,764,265円



2021年度 児童生徒数・学級数の推計(20年推計)



2021年6月29日・作成

本推計は、学校規模の基準として使われる、普通学級の児童生徒数及び普通学級数をもとに作成しています。

人口試算(出生数の予測)による20年推計

住民基本台帳における実数(0歳~5歳児)及び2021年度の児童数(6歳~10歳児)を考慮した推計に置換

小学校名	2021(R3)年度		2022(R4)年度		2023(R5)年度		2024(R6)年度		2025(R7)年度		2026(R8)年度		2027(R9)年度		2028(R10)年度		2029(R11)年度		2030(R12)年度		2031(R13)年度		2032(R14)年度		2033(R15)年度		2034(R16)年度		2035(R17)年度		2036(R18)年度		2037(R19)年度		2038(R20)年度		2039(R21)年度		2040(R22)年度		2041(R23)年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 国府小学校	346	12	333	12	319	12	327	12	288	11	268	11	248	10	268	11	259	11	245	11	256	12	261	12	261	12	249	12	241	12	235	12	230	12	226	12	224	12	222	12	218	12
2 庄野小学校	242	11	229	10	205	9	192	8	182	7	166	6	153	6	141	6	140	6	138	6	135	6	147	6	158	6	156	6	152	6	151	6	151	6	152	6	150	6	149	6	148	6
3 加佐登小学校	264	12	257	12	246	11	222	10	216	10	204	9	181	8	192	9	199	9	220	10	216	10	232	11	239	12	241	12	238	12	235	12	230	12	227	12	220	11	216	10	209	10
4 牧田小学校	366	12	375	12	378	12	374	12	376	12	363	12	359	12	316	12	315	12	307	12	303	12	306	12	308	12	304	12	296	12	286	12	281	12	274	12	269	12	262	12	255	12
5 清和小学校	268	11	263	11	256	11	238	10	223	9	222	9	219	9	221	11	218	9	213	9	210	10	213	10	213	11	212	10	209	9	204	8	202	8	200	8	194	8	192	8	188	8
6 石薬師小学校	214	10	219	9	206	8	202	8	210	9	198	8	186	8	184	7	192	9	186	8	177	6	177	7	173	6	168	6	157	6	151	6	146	6	144	6	139	6	134	6	130	6
7 白子小学校	392	13	369	12	344	12	336	12	326	12	311	12	305	12	378	14	376	14	370	14	375	14	382	14	389	14	388	14	389	14	388	14	387	14	386	14	385	14	384	14	382	14
8 桜島小学校	704	23	661	22	644	22	614	20	591	19	601	20	576	19	612	22	600	21	595	21	587	21	578	20	578	20	575	20	578	20	576	20	579	20	584	20	590	20	593	20	595	20
9 旭が丘小学校	801	25	844	28	855	29	854	28	845	28	824	28	826	29	688	24	686	23	677	22	681	22	692	24	705	24	708	24	709	24	706	24	705	24	703	24	700	24	697	24	693	24
10 鼓ヶ浦小学校	135	6	122	6	119	6	106	6	97	6	95	6	91	6	102	6	102	6	105	6	107	6	110	6	111	6	106	6	103	6	100	6	98	6	96	6	93	6	90	6	87	6
11 愛宕小学校	392	14	391	14	397	14	381	13	397	14	383	13	387	13	333	12	332	13	337	14	343	13	351	12	359	12	358	12	355	12	354	12	351	12	349	12	345	12	343	12	340	12
12 稲生小学校	722	24	687	23	663	22	633	21	616	20	586	19	534	18	575	20	551	20	551	20	546	19	551	20	563	20	565	20	573	20	576	20	590	20	604	20	617	20	629	21	641	21
13 飯野小学校	617	21	636	21	664	23	681	24	687	23	689	24	679	24	583	19	568	20	562	20	553	20	552	20	560	20	560	20	558	20	553	20	551	20	551	20	550	20	547	20	543	18
14 明生小学校	251	11	260	12	269	12	267	12	268	12	262	12	277	12	193	9	189	9	181	8	185	7	187	6	188	6	182	6	176	6	170	6	168	6	165	6	163	6	159	6	156	6
15 河曲小学校	439	16	455	18	438	17	434	16	416	15	411	15	393	14	367	14	373	14	376	15	384	14	362	12	370	12	360	12	351	12	346	12	339	12	332	12	325	12	317	12		
16 一ノ宮小学校	442	16	425	15	420	15	393	14	409	15	425	16	425	16	331	12	333	12	350	12	341	12	335	12	332	12	330	12	329	12	325	12	321	12	316	12	310	12	304	12	299	12
17 長太小学校	297	12	283	12	264	11	253	10	245	9	227	8	205	7	220	11	223	11	234	12	228	11	222	11	221	12	220	12	219	12	217	12	215	12	211	10	207	10	203	8	199	8
18 箕田小学校	236	10	228	10	221	9	197	8	189	7	179	6	163	6	166	7	174	8	186	8	182	8	186	8	194	8	194	8	192	8	187	7	183	6	182	6	176	6	175	6	171	6
19 玉垣小学校	772	26	783	26	771	26	757	25	755	24	728	24	695	23	698	24	684	24	678	24	667	24	657	24	660	24	658	24	657	24	655	24	658	24	661	24	663	24	666	24	666	24
20 若松小学校	248	10	233	10	232	10	221	9	196	8	188	7	181	7	162	7	163	8	177	9	188	10	199	9	208	9	205	8	203	8	199	8	194	8	190	7	184	6	180	6	174	6
21 神戸小学校	588	20	602	21	591	21	591	20	597	20	605	21	598	21	482	18	482	18	473	18	459	18	454	18	458	18	457	18	453	18	450	18	448	18	445	18	440	18	435	18	430	18
22 栄小学校	169	6	156	6	147	6	140	6	132	6	124	6	121	6	154	7	152	7	163	6	170	6	172	7	172	6	159	6	151	6	144	6	137	6	130	6	124	6	118	6	112	6
23 郡山小学校	196	7	179	6	180	6	170	6	170	6	174	6	165	6	148	6	146	6	157	6	164	6	166	6	165	6	153	6	145	6	138	6	132	6	126	6	120	6	114	6	109	6
24 天名小学校	85	6	88	6	75	6	69	6	64	6	64	5	57	5	45	4	43	4	47	5	47	4	43	5	47	5	42	4	40	4	36	4	37	4	36	4	36	4	36	4		
25 合川小学校	80	6	79	6	74	6	79	6	73	6	73	6	73	6	75	6	76	6	73	6	73	6	70	6	67	6	62	6	59	6	58	6	57	6	55	6	53	5	51	5	49	4
26 井田川小学校	133	6	128	6	119	6	111	6	107	6	96	6	83	6	63	5	62	5	59	5	50	5	49	6	55	5	54	5	51	5	47	4	47	4	48	4	48	4	48	4		
27 鈴西小学校	186	7	168	6	162	6	150	6	144	6	131	6	135	6	135	6	134	6	132	6	129	6	135	6	129	6	125	6	118	6	113	6	111	6	109	6	106	6	105	6	102	6
28 樺小学校	111	6	105	6	102	6	95	6	84	6	74	6	80	6	65	6	63	6	62	6	59	6	65	6	61	6	59	6	54	6	51	5	50	5	49	5	48	5	45	4	44	4
29 深伊沢小学校	143	6	143	6	145	6	138	6	136	6	123	6	111	6	130	6	128	6	125	6	119	6	135	6	135	6	136	6	129	6	125	6	124	6	122	6	123	6	121	6	120	6
30 庄内小学校	79	6	77	6	75	6	70	6	74	6	72	6	63	6	66	6	64	6	67	6	67	6	64	6	70	6	68	6	67	6	62	6	59	6	58	6	55	6	52	6	51	5
合計	9,918	371	9,778	370	9,581	366	9,295	352	9,113	344	8,866	339	8,569	333	8,093	327	8,027	329	8,046	331	8,001	326	8,051	328	8,149	328	8,054	325	7,961	324	7,843	320	7,788	319	7,738	316	7,664	313	7,595	310	7,512	306

人口試算(出生数の予測)による20年推計

住民基本台帳における実数(0歳~11歳児)及び2021年度の生徒数(12歳~13歳児)を考慮した推計に置換

中学校名	2021(R3)年度		2022(R4)年度		2023(R5)年度		2024(R6)年度		2025(R7)年度		2026(R8)年度		2027(R9)年度		2028(R10)年度		2029(R11)年度		2030(R12)年度		2031(R13)年度		2032(R14)年度		2033(R15)年度		2034(R16)年度		2035(R17)年度		2036(R18)年度		2037(R19)年度		2038(R20)年度		2039(R21)年度		2040(R22)年度		2041(R23)年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数		
1 平田野中学校	421	12	412	13	404	13	385	12	379	12	366	12	348	12	335	12	320	11	329	11	297	10	277	10	247	9	319	11	327	11	333	12	330	12	326	12	325	12	324	12	322	12
2 創徳中学校	615	19	583	18	586	18	594	19	611	19	622	19	620	18	624	18	609	18	597	18	572	18	564	18	476	15	480	15	488	15	481	15										



鈴教指 第1272号  
令和3年8月日

(宛先)各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

## 特別支援教育の取組の推進について

このことについて、7月5日(月)に令和3年度第1回特別支援教育プロジェクト会議で協議されましたので、下記の通り送付いたします。特別支援教育につきましては、4月校長会で通知しました「特別支援教育及び通級指導教室における指導について」に基づき適切に指導を行っていただいておりますが、今後の特別支援教育の推進について下記の取組を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 記

## 1 送付文書

- (1) 第1回特別支援教育プロジェクト会議 まとめ
- (2) 特別支援教育フローチャート
- (3) 特別支援教育フローチャート【別紙】

## 2 今後の取組について

- (1) 全ての教員の年1回以上の特別支援教育に係る研修の受講  
・以下のいずれかについて取り組む。
  - ① 県・市の研修講座へ参加する
  - ② 特別支援教育に係る校区研修会もしくは校内研修会へ参加する
  - ③ 特別支援教育に係る Nits やネットDE研修等の動画を視聴する
- (2) 特別支援教育フローチャートの周知

## 3 その他

- ・事例集については、形式や提出方法の検討中のため、後日詳細をお伝えいたします。

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導 G 神戸 淳一

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email : [kyoikushido@city.suzuka.lg.jp](mailto:kyoikushido@city.suzuka.lg.jp)

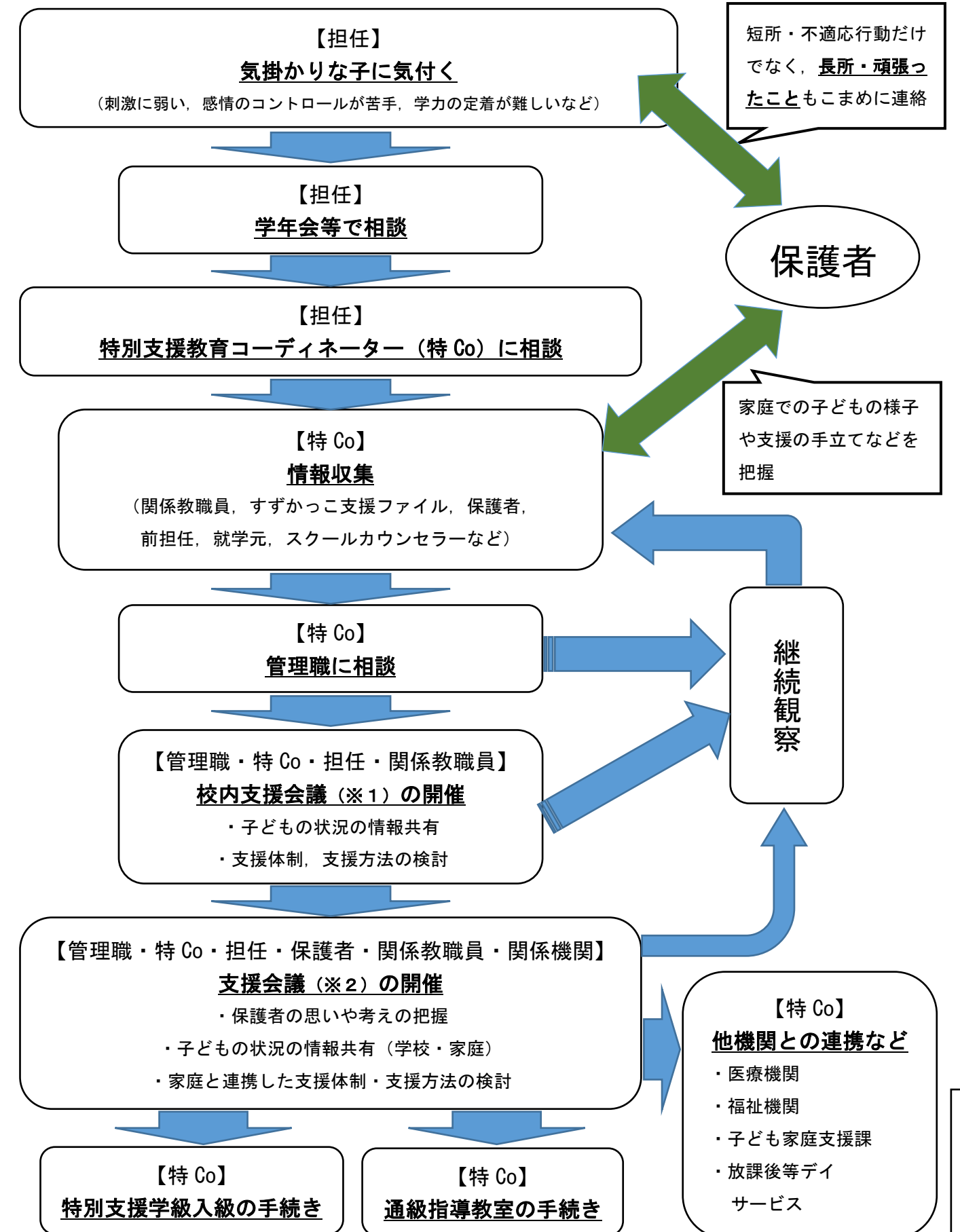
# 特別支援教育フローチャート

～気掛かりな子に気付いたら～

## 特別支援教育フローチャート ～気掛かりな子に気付いたら～

- 普段の子どもの様子の把握  
『困った子』ではなく、『困っている子』という視点で
- 保護者との連携  
子どもの長所や頑張ったことを連絡
- 組織的な対応  
関係者で情報共有し、支援体制を構築

令和3年8月  
鈴鹿市教育委員会



※1 このリーフレットでは、校内の関係者が集まり子どもの支援について検討する会議を「校内支援会議」とよびます。校内委員会の役割の1つです。

9 ※2 このリーフレットでは、保護者や関係機関を含めて支援について検討する会議を「支援会議」とよびます。

### 担任の動きについて

- 授業の様子・休み時間の様子・友人関係・学力など、普段から子どもの様子を丁寧に観察して、困っている子や支援が必要な子を見逃さないようにしましょう。
- 普段から子どもの頑張りについても保護者に連絡し、関係を築くようにしましょう。
- 気掛かりな子に気付いたら、学年会や特別支援教育コーディネーターに相談しましょう。
- 『困った子』ではなく、『困っている子』という視点で、子どもに関わりましょう。

### 特別支援教育コーディネーターの動きについて

- 支援のコーディネートをしします。普段から多くの教職員とコミュニケーションをとったり、教室を回ったりして、情報を集めましょう。また、特別支援学級入級の手続き、通級指導教室入級の手続き等についても、把握しておきましょう
- 外部機関との連絡の窓口をしします。教育支援課、教育指導課、各特別支援学校、医療機関、福祉機関等、関係機関の連絡先と連絡する場合について把握しておきましょう。子ども家庭支援課については、管理職からの連絡となります。

### 校内支援会議

- 管理職と相談して、校内支援会議が必要かを検討しましょう。
- 基本的に特 Co が進行役になります。
- 支援会議では、関係者間の情報共有、支援体制や支援方法の検討、保護者や関係機関を含めた支援会議の開催など、今後の方向性について検討しましょう。
- 支援会議を開催する場合は、よりよい会議になるように参加メンバーを検討しましょう。
- 取り組む支援については、「すずかっこ支援ファイル」に記載しましょう。取り組んだ内容の結果についても学期の終わり等に記載しましょう。
- 『すずかっこ支援ファイル』を活用した困っている子の支援の在り方について、「特別支援教育『分かりやすい授業の工夫』」などを活用し、支援方法を考えていきましょう。
- 必要な情報を会議に出ていない関係者と共有しましょう。

### 支援会議

- 会議のタイムスケジュールを決めておきましょう。
- 保護者の思いや考えを聴く時間をとりましょう。その思いや考えを受容することが信頼関係につながります。(「あなたの言う通りです。」ではなく、「あなたがそう考えるのは、よく分かります。」)
- 会議の参加者は、子どもがよりよく成長するためのチームのメンバーです。それぞれが子どものためにできることを検討していきましょう。
- できるだけ、今後の具体的な支援内容を決められるようにしましょう。支援内容は、「すずかっこ支援ファイル」に記載しましょう
- 一度の会議で結論が出ないこともあります。保護者と協力関係を築いたり、子どもに合った支援が見つかったりするまで、繰り返し行っていくことも考えましょう。

### 通級指導教室について

ふだんは、それぞれが在籍する小・中学校(通常の学級)で授業を受けていますが、それぞれのニーズに応じて、決まった曜日・時間帯に個別指導等を受けることができるシステム。通級指導教室と担任の連携が大切。

#### ○鈴鹿市内の通級指導教室

##### ①言語通級指導教室【玉垣小学校・石薬師小学校・千代崎中学校】

- 子どもの困り感の例：正しく発音することが難しい。  
話す中で、引きのばし、くり返し、つまりがみられる。
- 主な指導内容：構音・話し言葉の流ちょう性を改善する指導  
話す意欲を高める指導 など

##### ②難聴通級指導教室【旭が丘小学校】

- 子どもの困り感の例：耳が聞こえにくいため、他の人の話が分かりにくかったり、言葉がはっきりしなかったりする
- 主な指導内容：聞き取りの練習  
日常の話し言葉の指導 など

##### ③発達障がい等通級指導教室【神戸小学校・飯野小学校・創徳中学校】

- 子どもの困り感の例：落ち着きなく動き回り、集団行動が苦手。  
友だちとのコミュニケーションがうまくとれない。  
こだわりが強く、新しいことに取り組むのが苦手。  
学習の中で、得意なことと苦手なことの差が激しい。
- 主な指導内容：社会性やコミュニケーション能力の向上を図る指導  
不注意・衝動性・多動性等の改善に係る指導

### 研修について

#### 1 特別支援学校のセンター的機能の活用

- 内容 ・指導・支援方法の相談・助言  
・事例検討会や校内委員会への参加 など
- 方法 ・教育相談申込書(特別支援教育コーディネーター会議で配付)を教育指導課に提出。

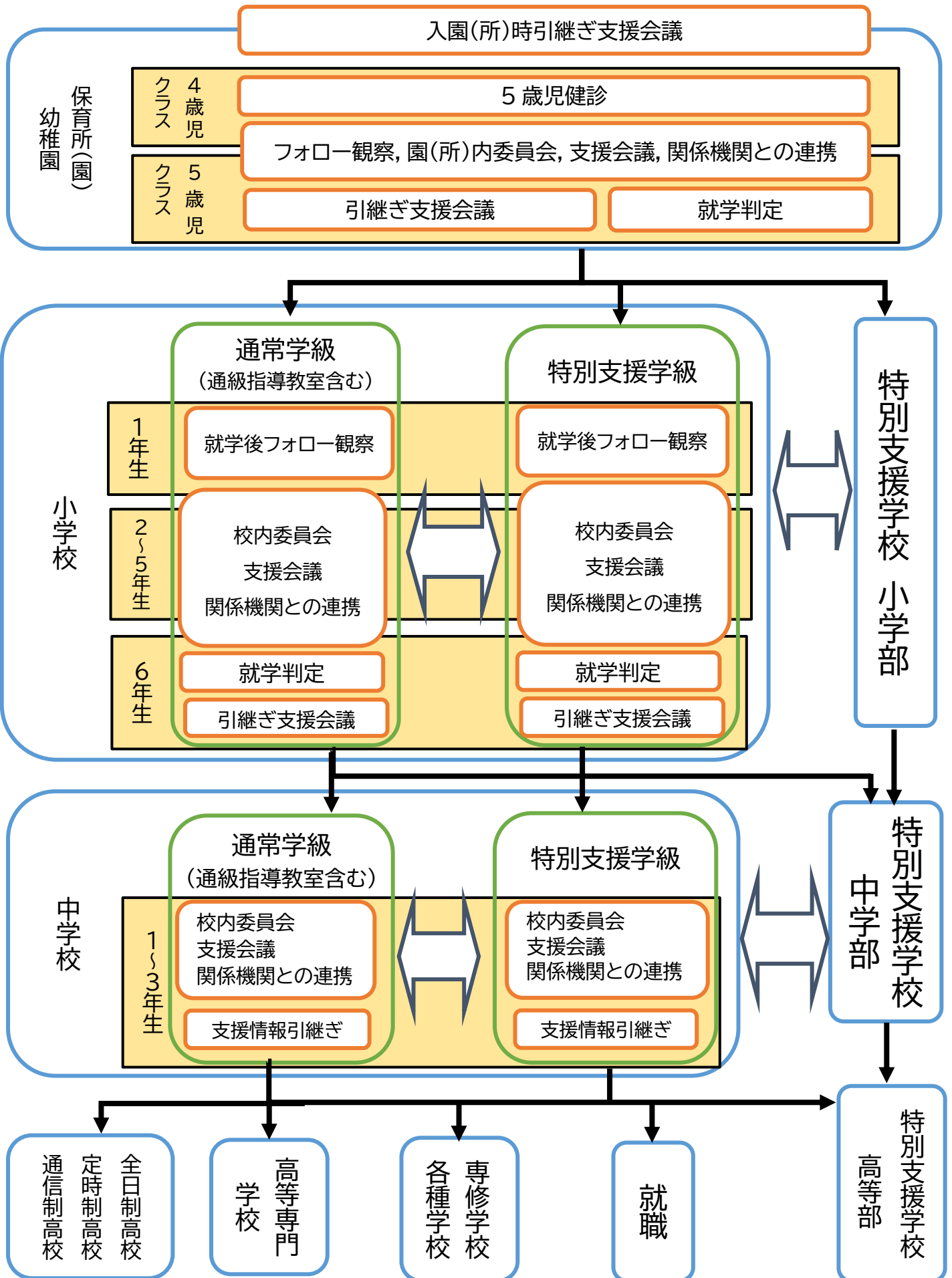
#### 2 動画資料の活用

- NITS 独立行政法人教職員支援機構 オンライン講座  
・特別支援教育の実際 ～通常学級における「特別な配慮」～  
・特別支援教育総論 ～学習のユニバーサルデザイン・段階的な対応・合理的配慮～ など
- 三重県総合教育センター「ネットDE研修」  
・クラスの中にいる「気になる子ども」をどう支援するか  
・気になる子どもへの指導と保護者支援の実際  
・特別支援教育 — 通常の学級における教科指導 — など

# 特別支援教育フローチャート【別紙】

校長会資料

～保育所(園)から中学校までの流れ～



～「言葉かけの例」～

✕ 気をつけたい言葉かけ	○ 望ましい言葉かけ
「お母さん、お家でもしっかり教えてくださいね。」	「お母さんも、〇〇とっていていらっしゃるのですね。」
「よく言い聞かせてください。」	「今まで、大変でしたね。」
「甘やかさないでください。」	「色々取り組んでいらしたのですね。」
「とにかく、〇〇させてもらわないと、困るんですよえ。」	「根気よく対応されていますね。」
「(安易に)大丈夫です。」	「時々、こうしたことが見られます。」
「(軽く)そんなことですか。」	「〇〇の場面で、困っているようですね。」
「お母さんの気にし過ぎです。」	「(お子さんの)どんなところが気になりますか。」
「しばらく様子を見ましょう。」	「(お子さんが)どのようになってほしいですか。」
「他の子の手前、特別扱いは出来ませんよ。」	「今後は、〇〇のようにしていきましょうか。」
「今後、どうしたらよいでしょう。」	「それはすごいことですよ。」
「(今)忙しいんです。」	「自信を持ってくださいね。」
「私は専門家ではありません。」	「よくがんばっていらっしゃいますね。」
「(学校で)困っているんです。」	「一緒にがんばっていきましょうね。」
「(学校は)お宅のお子さんだけではないので。」	
「(精一杯のお母さんに)もっとがんばってください。」	

「すずかっこ支援ファイル」を活用した困っている子の支援のあり方について」(平成27年 鈴鹿市保健福祉部 子ども家庭支援課)より引用

鈴教指第 1006号  
令和3年 7月30日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

### 学校危機管理マニュアルの見直しについて (依頼)

このことについて、鈴教指第104-1号で依頼しました内容を記載していただき、ありがとうございました。令和4年度に向けて、学校危機管理マニュアルの見直しをするにあたっては、下記の事項に御留意していただきますよう、お願いいたします。

### 記

#### 1 見直しの趣旨

様々な危機に対して事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定し、児童生徒の生命や身体を守ることは、「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について」(令和元年12月5日)及び「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」(平成30年2月)等で述べられておりました。さらに、令和3年6月に刊行された「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の中でも、この三段階の危機管理を危機管理マニュアルに明確に位置付けておく必要性が述べられております。

また、南海トラフ地震への対応や津波発生時の避難のあり方については、東日本大震災の大川小学校の事例や地域の特徴等により対応が大きく異なることから、危機管理マニュアルに記載して全職員に周知するとともに内容を見直していく必要性が高いと考えられます。

令和3年度から各校に一人一台端末が導入され、学習環境や事務処理などに大きな変化がありました。それに伴い、一人一台端末に対応した情報セキュリティ対策に改訂するなどの見直しを行う必要があります。

熱中症については、令和3年5月18日付け鈴教指第474号及び令和3年6月15日付鈴教指第474-1号で通知させていただいたように、令和3年度は、熱中症の事故防止への対応について重ねてお願いをしております。

これらのことから、以下の5点について今年度内に校内で検討を重ねていただきながら、学校危機管理マニュアルへの記載をお願いいたします。なお、記載していただいた危機管理マニュアルについては、令和4年5月に提出をしていただく予定です。

#### 2 令和4年度 学校危機管理マニュアル追加必須記載事項

- (1) それぞれの危機への事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定した具体的な対応について
- (2) 地震(南海トラフ地震含む)の対応について
- (3) 津波発生時の複数の避難場所及び避難経路について(津波が想定される学校のみ)
- (4) 一人一台端末に対応した情報セキュリティ対策について
- (5) 熱中症の対応について

### 3 参考資料

- (1) 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン  
(令和3年6月 文部科学省)【文部科学省 HP からダウンロード】
- (2) 学校における熱中症のガイドライン作成の手引き (令和3年5月 文部科学省)  
【文部科学省 HP からダウンロード】
- (3) 自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について  
(令和元年12月5日 文部科学省)【各校に冊子を配付済み】
- (4) 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (平成31年3月 文部科学省)  
【各校に冊子を配付済み】
- (5) 学校の危機管理マニュアル作成の手引き (平成30年2月 文部科学省)  
【各校に冊子を配付済み】
- (6) 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き (平成24年3月 文部科学省)  
【文部科学省 HP からダウンロード】
- (7) 学校管理下における危機管理マニュアル (令和3年4月改訂 三重県教育委員会)  
【各校に冊子を配付済み】
- (8) 災害から命を守る学校・幼稚園における防災教育  
(平成31年3月改訂 鈴鹿市教育委員会)【各校に冊子を配付済み】

### 4 その他

- ・ 参考資料「学校の『危機管理マニュアル等』の評価・見直しガイドライン」に危機管理マニュアル作成に係るチェックリストがありますので、見直しの参考にしてください。
- ・ 令和3年度までに依頼させていただいた記載事項につきましては、引き続き記載をお願いいたします。
- ・ 「令和4年度 学校危機管理マニュアルの追加必須記載事項」以外の内容についても、各学校の実情に合わせて事象別危機管理の記載をお願いいたします。
- ・ 8月2日(月)～8月6日(金)の期間は、親展ボックス内に参考資料を入れておきますので、必要に応じて保存をお願いいたします。パスワードは、「shido」です。
- ・ 危機管理マニュアルの見直しについて、7月校長会の防災研修講師 加藤 清さんに指導・助言を受けることができます。内容は主に防災に係る内容となります。希望される場合は、下記事務担当まで御連絡をお願いいたします。

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 神戸 淳一  
TEL : 059-382-9028 E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp



(宛先) 各幼小中学校(園)長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

### 熱中症事故の防止について(依頼)

このことについて、令和3年5月18日付け鈴教指第474号及び6月15日付け鈴教指第474-1号の文書にて特段の配慮をお願いしているところですが、今後もしばらくの間、気温・湿度の上昇する日が続くことが予想されます。特に、運動会や体育祭、校外学習等の学校行事の実施や部活動においては、注意が必要です。

については、下記について貴校・園の教職員へ改めて周知いただくとともに、送付資料の活用等により、熱中症事故の防止について、御指導をお願いいたします。

### 記

#### 1 留意事項

- (1) 【暑さ指数(WBGT)を基準とした運動・行動の指針を設定】公益財団法人日本スポーツ協会や日本生気象学会の指標を参考に、暑さ指数(WBGT)に応じた運動や各種行事の指針を設定するとともに、測定場所、測定タイミング、記録及び関係する教職員への伝達体制を整備する。  
(※暑さ指数が28【**厳重警戒**】を超えると、熱中症患者が著しく増加する。)  
また、設定した指針に基づき、運動や各種行事の内容変更や中止・延期を日々、誰が、どのタイミングで判断し、判断結果をどう伝達するか、体制を整備する。
- (2) 【熱中症警戒アラート発表時の対応】熱中症警戒アラートが発表されたときは、地域や各学校の実情に合わせて熱中症警戒アラートへの対応方法を検討しておくことが望まれる。
- (3) 【部活動での対策】部活動は体育活動時よりも運動強度が高いこと、防具を着用する競技では薄着になれないことから、活動場所で暑さ指数(WBGT)を測定したりし、よりきめ細かな対応を行う。
- (4) 【各行事での対策】運動会、遠足及び校外学習等の各種行事を実施する場合の対策は、計画段階、前日までに行うこと、及び当日に行うことに分けて対策を講じることで、計画的に安全管理を行うことができる。特に、前日に発表される熱中症警戒アラートを参考に、安心して行事を実施できる準備を心がける。
- (5) 【グラウンド・体育館での活動】授業や活動前にグラウンド・体育館などの活動場所で暑さ指数(WBGT)を測定したりし、対応を判断する。また、熱中症警戒アラート発表時には測定頻度を高くし、暑さ指数(WBGT)の変化に十分留意する。
- (6) 【登下校時の対応】基本的な熱中症の予防策を踏まえ、児童生徒に涼しい服装や帽子の着用、適切な水分補給について指導する。また、保護者に対しても熱中症対策の案内を送付したりするなど注意喚起を行う。

- (7) 【保護者への情報提供】熱中症対策に係る保護者の理解醸成のため、暑さ指数(WBGT)に基づく運動等の指針、熱中症警戒アラートの意味及び熱中症警戒アラート発表時の対応を保護者とも共有する。
- (8) 【週休日・休日・学校休業日の対応】週休日等の部活動及び各種行事(PTA活動等)における熱中症対策も基本的には、授業日と同様に暑さ指数(WBGT)に応じた対策を行う。
- (9) 【その他】その他のことについては、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引」を参考に、熱中症の予防に努める。
- ※ 暑さ指数(WBGT)の代わりに乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高い場合は、1ランク厳しい環境条件の運動指針を参考とする。

## 2 送付文書

- ・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(概要版)

## 3 その他

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」については、以下のウェブサイトより、ダウンロードすることができます。

文部科学省 Web サイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1401870\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm)

実践編(第5章、第6章)において、具体的な熱中症の予防措置や熱中症発生時の対応について記載されており、各学校が危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際などにも活用できるものとなっていますので御活用ください。

### 【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 小川 裕

TEL: 059-382-9028 Fax: 059-383-7878

E-Mail: kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

# 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（概要版）

## はじめに

環境省・文部科学省では、「学校現場における熱中症対策の推進に関する検討会」を開催し、学校における実際の熱中症対策や判断の参考となる事項について検討の上、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（以下、「本手引き」）を作成することといたしました。

本手引きでは、ガイドラインに記述すべき項目やガイドライン作成上の留意点についてお示しします。

なお、令和3年度から熱中症警戒アラートが全国展開されることから、熱中症警戒アラート発表時の対応についても紹介しています。

## 本手引きの構成

## 第1章 本手引きの位置づけと活用方法

	第1章 本手引きの位置づけと活用方法
	第2章 熱中症とは
基礎編	第3章 暑さ指数（WBGT）について ●暑さ指数（WBGT）とは ●暑さ指数（WBGT）に応じた行動指針 ●暑さ指数（WBGT）の測定
	第4章 熱中症警戒アラートについて ●熱中症警戒アラートとは ●熱中症警戒アラートの活用にあたって
実践編	第5章 熱中症の予防措置 ●事前の対応 ●授業日の対応 ●週休日、休日、学校休業日の対応
	第6章 熱中症発生時の対応
	第7章 熱中症による事故事例
	第8章 参考資料

- 本手引きは、教育委員会等の学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、環境省・文部科学省が共同で作成しました。
- 各学校設置者等においては、各地域の特性等を踏まえ、本手引きの内容を参考に独自の熱中症対策のガイドラインの作成・改訂にご活用いただくとともに、学校の危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際に、熱中症対策に係る最新の情報や優良事例を掲載している本手引きの内容を踏まえ、検討をお願いします。
- 各学校においては、実践編（第5章、第6章）を中心に参考としてください。

校長会資料

## 第2章 熱中症について

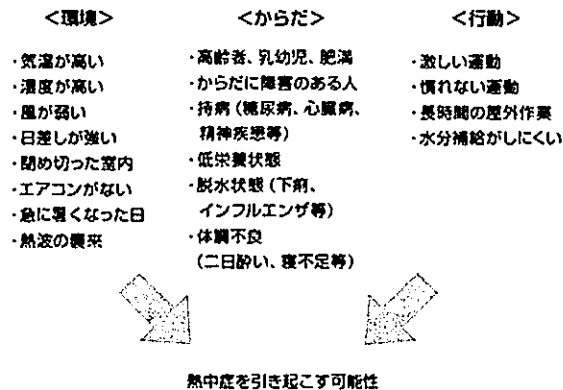
### 熱中症とは

- 熱中症は「暑熱環境にさらされた」状況下での様々な体調不良の総称です。軽症の場合には「立ちくらみ」や「こむら返り」など、重症になると「全身の倦怠感」、「脱力」、「意識障害」などの症状が現れ、最悪の場合には死亡することもあります。
- 熱中症は、暑い時期にだけ発生すると考えられがちですが、スポーツなど、体を動かしている時には体（筋肉）が熱を発するため、熱中症の危険がより高まります。体が暑さに慣れていない時期（夏の初め頃や梅雨の合間など）に急に暑くなった日や、湿度が高く風の弱い蒸し暑い日にスポーツをすると、気温があまり高なくても熱中症にかかる危険性があります。

### 学校の管理下における熱中症

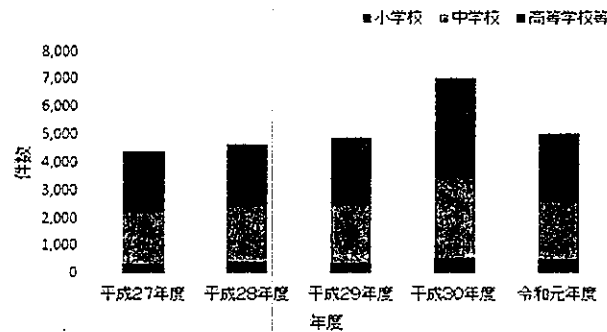
- 近年、学校の管理下における熱中症は、小学校・中学校・高等学校等を合わせると毎年5,000件程度発生しています。また熱中症による死亡事故も、年間に0～2名程度と減少傾向にあります。熱中症に関する正しい知識・対策で、重症化を減らしていく必要があります。
- 学校での熱中症による死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものです。部活動においては、屋外で行われるスポーツ、また、屋内で行われるスポーツでは、厚手の衣類や防具を着用するスポーツで多く発生する傾向があります。また、学校行事など部活動以外のスポーツでは、長時間にわたって行うスポーツで多く発生する傾向にあります。体育やスポーツ活動によって発生する熱中症は、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合には発生することが特徴的です。

#### 熱中症を引き起こす要因※1



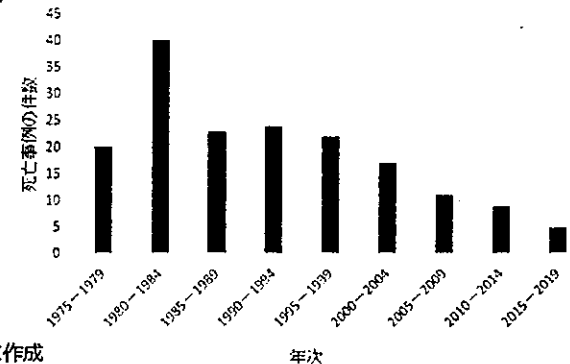
※1 環境省『熱中症環境保健マニュアル2018』

#### 学校の管理下における熱中症の発生状況※2



※2 独立行政法人日本スポーツ振興センターのデータを元に作成

#### 学校の管理下における熱中症死亡事例の年次推移 (1975年～2019年) ※2

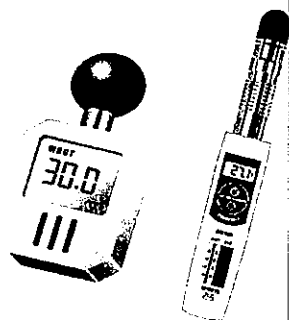


校長会資料

# 第3章 暑さ指数 (WBGT) について

## 暑さ指数 (WBGT) とは

- 熱中症の危険度を判断する環境条件の指標に暑さ指数 (WBGT : Wet Bulb Globe Temperature : 湿球黒球温度) があります。
- 暑さ指数 (WBGT) は、人体と外気との熱のやりとり (熱収支) に着目し、熱収支に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用います。
- 暑さ指数 (WBGT) は、運動環境や労働環境の指針として有効であると認められ、多くの学校において屋外での体育の授業の実施や休み時間の外遊び、部活動の実施の目安として用いられています。
- 暑さ指数 (WBGT) は、右に示すような暑さ指数 (WBGT) 計で測定します。暑さ指数 (WBGT) は、温度や湿度などの複数の環境要素を合わせて測定しているため、場所や時間により、値が変動します。**活動場所ごと、活動時間ごとに測定することが大切**です。



暑さ指数 (WBGT) 測定装置

- 暑さ指数 (WBGT) 計がない場合には、環境省が熱中症予防情報サイト※2で公開している、日本各地の暑さ指数の実測値や推定値を目安の参考値として、活用することができます。

## 暑さ指数に応じた注意事項等※1

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安※1)	日常生活における注意事項※1)	熱中症予防運動指針※2)
31℃以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28~31℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10~20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
25~28℃	強い生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21~25℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

※1) 日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」(2013)より  
 ※2) 日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」(2019)より、同指針補足 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。  
 ※暑さに弱い人、体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

※1 環境省『夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020』  
 ※2 環境省 熱中症予防情報サイト (<https://www.wbgt.env.go.jp/>)

# 第4章 熱中症警戒アラートについて 1/2

## 熱中症警戒アラートとは

- 熱中症警戒アラートとは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、環境省・気象庁で新たに暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報提供のことを言います。

## 発表単位

- 熱中症警戒アラートの発表単位については、高温注意情報と同じ発表区域（府県予報区等单位）を単位とします（北海道地方、九州南部・奄美地方、沖縄地方が細分化されます）。

## 発表基準

- 府県予報区内の暑さ指数（WBGT）予測地点のいずれかにおいて、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）を33以上と予想した日（前日）の17時頃、当日5時頃に発します。
- なお、前日17時頃に発表した府県予報区については、当日の予測が33未満に低下した場合においても、アラートを維持します。
- 当日の予想から日最高暑さ指数（WBGT）を33以上と予測した府県予報区については、当日5時頃に発表します。

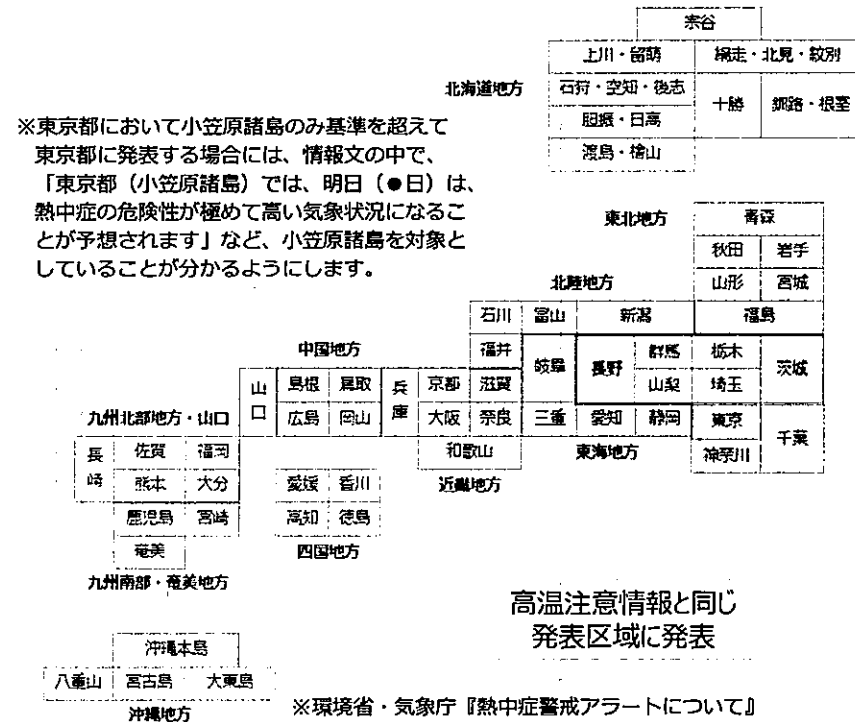
## 発表内容

- アラートでは、次の内容を発表します。
  - ✓ 府県予報区の方々に対し熱中症への注意を促す呼びかけ
  - ✓ 府県予報区の観測地点毎の日最高暑さ指数（WBGT）
  - ✓ 暑さ指数（WBGT）の目安
  - ✓ 府県予報区の各観測地点の予想最高気温及び前日の最高気温観測値（5時発表情報のみ付記）
  - ✓ 熱中症予防において特に気をつけていただきたいこと

## 伝達方法

- アラートは、気象庁の防災情報提供システムを通じて地方公共団体や報道機関等に対して発表されます。また、同時に気象庁のウェブサイト及び環境省熱中症予防情報サイトに掲載します。

## 熱中症警戒アラートの発表単位※



校長会資料

### 熱中症警戒アラートの活用における視点

- 熱中症警戒アラートの活用にあたっては、次の視点から、熱中症の防止対策及び保護者、一般住民の方への対応に臨まれると円滑な措置につながると考えられます。

- **熱中症警戒アラート情報の入手・周知の明確化**

- ✓ 熱中症警戒アラートは、気象庁の防災情報提供システム、関係機関のHPやSNSを通じて多くの方が情報を入手できます。
- ✓ 逆に、誰かが入手しているであろうと思って、その情報が的確に共有されないことがないよう、情報の入手、関係者への伝達等を明確に定めておくことが大切です。

- **熱中症警戒アラート発表時の対応及び対応者の検討**

- ✓ 翌日に予定されている行事の開催可否、内容の変更等に関する判断、飲料水ボトルの多めの準備、冷却等の備えの参考となります。
- ✓ 当日の状況が予測と異なる場合もあり、体育の授業、運動会等の行事を予定どおりに開催するか中止にするか、内容を変更して実施するかを判断しなければなりません。熱中症警戒アラートが発表された場合の具体の対応や、校長不在時の対応者等をあらかじめ検討しておくことが重要です。

- **熱中症警戒アラートの発表単位及び暑さ指数（WBGT）の活用**

- ✓ 野外学習等、学校以外の場所での行事運営の参考となります。府県予報区内にはいくつかの暑さ指数の予測地点があり、その予測値も知ることができます。
- ✓ 熱中症警戒アラートが発表されていない場合であっても、活動場所で暑さ指数（WBGT）を測定し、状況に応じて、水分補給や休息の頻度を高めたり、活動時間の短縮を行いましょう。

- **保護者や一般の方からの問合せ等への対応**

- ✓ 保護者や一般の方から熱中症警戒アラートが出ているのに屋外で体育の授業を行っている等の意見が提起される場合があり、それらへの対応が求められることがあります。
- ✓ 学校での負担を軽減するため、本手引きを参考としていただき、事前に保護者の方へ熱中症警戒アラートが発表された際の対応などを周知いただくこともよいと考えられます。



### 事前の対応

- 熱中症の予防は、暑さ指数（WBGT）を基準とする対策・体制を事前に整えることが基本です。以下に事前の対応のポイントをまとめます。
  - 教職員への啓発
    - ✓ 全教職員で熱中症とその予防について共通理解を図る。
  - 児童生徒等への指導
    - ✓ 児童生徒等が自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるように指導する。
  - 各校の実情に応じた対策
    - ✓ 近年の最高気温の変化や熱中症発生状況等を確認し、地域の実情に応じた対策を検討する。
  - 体調不良を受け入れる文化の醸成
    - ✓ 気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調を気遣える環境・文化を醸成する。
  - 情報収集と共有
    - ✓ 熱中症予防に係る日々の情報収集の手段と全教職員への伝達方法を整備する。
  - 暑さ指数(WBGT)を基準とした運動・行動の指針を設定
    - ✓ 既存の指標を参考に、運動や各種行事の指針を予め設定する。
  - 暑さ指数(WBGT)の把握と共有
    - ✓ 暑さ指数（WBGT）の測定場所、測定タイミング、記録及び関係する教職員への伝達体制を整備する。
  - 日々の熱中症対策のための体制整備
    - ✓ 熱中症警戒アラート発表時の対応も含め、設定した指針に基づき、日々、運動や各種行事での対策を決定・指示する体制を整備する。
  - 保護者への情報提供
    - ✓ 熱中症対策に係る保護者の理解醸成のため、熱中症対策を保護者とも共有する。
- 体制整備の好例が各地の教育委員会から熱中症予防ガイドラインとしてホームページで公開されています。
  - ✓ 市原市教育委員会、神奈川県教育委員会、島根県教育委員会、浜松市教育委員会、四日市市教育委員会

# 第5章 熱中症の予防措置 2/3

## 熱中症予防の体制整備のポイント

- 暑さ指数（WBGT）に基づく運動等の指針を中心とした熱中症予防の体制整備のポイントを以下にまとめます。

### 熱中症予防の体制整備のフロー

#### 情報収集・発信方法を検討

- 熱中症に関する情報収集・伝達体制の整備
- ✓ 熱中症警戒アラート等の情報収集及び伝達方法等を整備する。
- 例. 担当教職員が熱中症予防情報サイトに登録したメールアドレスに毎日午後5時にメールが届く。その情報を担当教職員が毎日午後6時に全教職員宛にメール等で共有する。（定時に限らず、緊急性がある場合では、校内放送等を活用して適宜発信する。）

- 暑さ指数（WBGT）の測定、記録及び教職員への伝達体制の整備
- ✓ 暑さ指数(WBGT)の測定タイミング、測定場所及び伝達方法等を整備する。
- 例. 活動前に活動場所の暑さ指数を測定し、記録を取る。測定結果は校内の誰もが見やすい場所に貼り出す。

#### 運動や各種行事の内容変更や中止・延期の判断について

- 暑さ指数（WBGT）を基準とした運動・行動の指針を設定
- ✓ 既存の指針を参考に、暑さ指数（WBGT）に応じた運動や各種行事の指針を設定する。
- 例. 暑さ指数31以上で屋外活動を中止、屋内活動は中止または実施形式を変更する。
- 日々の熱中症対策決定のための体制整備
- ✓ 運動や各種行事の内容変更や中止・延期における判断を、誰が、いつ、どのように伝達するかを体制を整備する。
- ✓ 熱中症警戒アラート発表時の対応も予め設定する。
- 例. 行事の開催場所の暑さ指数を確認し、対応を判断する。

#### 体制構築後の対応を検討

- 保護者等への事前説明
- ✓ 暑さ指数（WBGT）に基づく運動等の指針、熱中症警戒アラートの意味及び熱中症警戒アラート発表時の対応等について保護者に共有する際の担当者、時期、方法を整備する。
- 例. 担当教職員がGW明けに学校だよりに熱中症予防に関する自校の対応等を掲載し、情報を共有する。
- 熱中症予防の体制の見直し
- ✓ 熱中症発生状況、地域や各学校の状況に応じて適宜体制の見直しを図る。

#### 体制整備のポイント

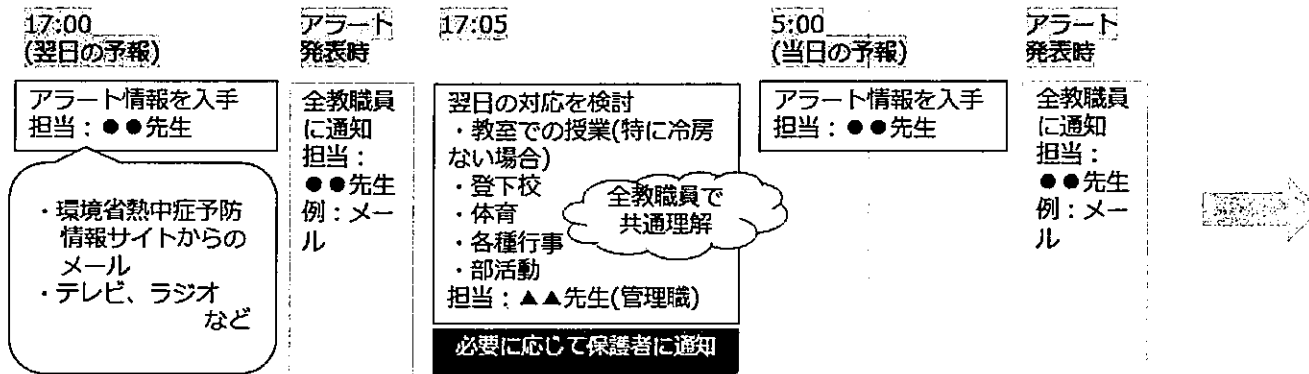
- ✓ 基本的な熱中症予防について、全教職員で共通理解を図るため講習会を実施する。
- ✓ 学級担任は、児童生徒等が自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるように指導する。
- ✓ 近年の最高気温の変化や熱中症発生状況等を確認し、地域や各学校の実情に応じた具体的な予防策を検討する。
- ✓ 気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調を気遣える環境・文化を醸成する。

# 第5章 熱中症の予防措置 3/3

## 熱中症警戒アラート発表時の対応

- 熱中症警戒アラートが発表されたときの対応例を以下に示します、地域や各学校の実情に応じて熱中症警戒アラートへの対応方法を調整してください。

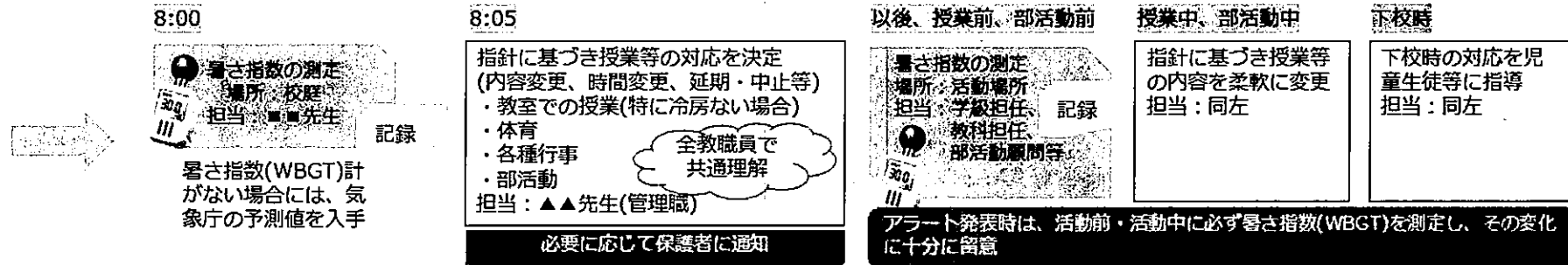
### 熱中症警戒アラート発表時の対応例



## 熱中症警戒アラート発表の有・無に関わらず必要な対応例

### 熱中症予防の基本

アラートが発表されていない場合でも暑さ指数(WBGT)を把握し、対応を決定。8時の測定以降は毎日のルーティンです。



校長会資料

## 第6章 熱中症発生時の対応

### 緊急時のための体制づくり

- 熱中症が疑われる時には、放置すれば死に至る緊急事態であることをまず認識しなければなりません。緊急事態に迅速かつ的確に応急処置を講じるため、次の①～④について学校の体制を確立する必要があります。

① 熱中症発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示する。

(事例：島根県教育委員会、学校危機管理の手引き、2019)

② 緊急時に連絡する消防署、医療機関、校内（管理職・養護教諭・学年主任等）及び関係諸機関等の所在地及び電話番号などを掲示する。

(事例：市原市教育委員会、市原市立小・中学校熱中症対応ガイドライン、2019)

③ 救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

④ 救急搬送の必要な傷病者が出た場合に備え、各種行事前に現地消防組織、近隣医療機関と連携しておく。

- 熱中症が疑われる場合の対応フローは令和2年度スポーツ庁委託事業「スポーツ事故対応ハンドブック/熱中症への対応」を参照ください。

- 意識障害が疑われる重症の場合、現場ですぐに体を冷やす必要があります。学校や一般のスポーツ現場では、水道につないだホースで全身に水をかけ続ける「水道水散布法」が推奨されています。詳しくは公益財団法人日本スポーツ協会の啓発動画をご覧ください。

✓ <https://youtu.be/g2FZVArhb48>

## 登下校時の地震発生を想定した学校の備えについて

地震は、子どもたちが学校内にいるときだけでなく、登下校時にも遭遇する可能性があります。登下校時においても、児童生徒が自分の身を守れるようにすることも重要です。

下記の内容を参考に、地震避難訓練や児童生徒への防災教育、家庭や地域への情報発信等について見直すなど、学校の地震に対する備えを図りましょう。

### 1 登下校時に地震に見舞われた場合

#### (1) 通学路では・・・「ブロック塀から離れる！」等

これまでの地震の避難訓練は、教室にいる状態で机の下に潜る訓練が中心でした。机のない場所でどのように行動すべきか、といったことが、身についていることが重要です。

⇒ 登下校時の地震発生を想定した避難訓練や防災教育等が必要

#### (2) 自宅等へ避難した児童生徒の安否確認

自宅等へ避難した児童生徒の安否確認は難航します。

⇒ 無事に帰宅している児童生徒の安否確認について、保護者からメールやSNSで学校へ連絡を入れるルール作りが必要

#### (3) 保護者への引き渡しのルール

地震発生時の引き渡しの手順やルール等については、保護者への十分な浸透が必要である。体育館へ地域住民や帰宅困難者が集まり、避難所開設の対応も求められます。

⇒ 事前に登録していない人に児童生徒は渡せない、と明確にしておく  
学校に待機する児童生徒の安全確保や食料の対応などを想定した計画が必要

### 2 地震発生時の場所・状況ごとの注意点

#### (1) 校内

- 教室など机のある場所では、机の下に隠れる。
- 机のない場合は、落ちてくるもの、倒れてくるもの、移動してくるものはないかを判断して、安全な場所に身を寄せる。
- 理科室では、実験中の薬品による火傷、図書室では本の落下による負傷

などに気を付ける。

- 体育館では、天井や壁面からの落下物を避け、頭を保護し身をかがめる。
- 照明器具落下の危険性などがある場合は、移動する。
- 校庭などでは、壁面の落下、サッカーゴールの転倒などに気を付け、安全な場所で低い姿勢で身をかがめる。

## (2) 登下校時

- ブロック塀や屋根瓦、自動販売機などの落下物や倒れてきそうな物のほか、液状化や隆起するマンホールなどにも注意する。
- 崖下や川岸、橋の上などから速やかに遠ざかる。地割れにも注意。

## (3) 校外活動時

- 修学旅行、社会見学、遠足、部活動など、校外で活動を行う場合は、災害発生時の避難場所や、学校や保護者への連絡方法などを十分に認識する。
- 実施計画に避難場所や連絡方法などを明記し、保護者等へ周知しておく。

※ 文部科学省資料や読売新聞（8月18日・水）「防災」を基に作成

## 2学期の長期欠席対策について

### (1) 情報共有と2学期における支援内容の協議

夏季休業期間中の家庭訪問等により、1学期に不登校、不登校傾向を示した児童生徒（気になる子）の状況を把握し、情報共有（支援会議等）を学校全体で行い、2学期の具体的な支援策や支援計画を立てる。また、必要に応じて校内体制をより実行力のあるものに調整・整備する。

### (2) 早期発見と早期対応

欠席3日目までの対応（「不登校対策初期対応マニュアル」参照）を確実にを行い、累積5日以上欠席が見られたら、支援策を検討する。

- 【初期支援】担任等による家庭連絡や家庭訪問と合わせ、SLS（小学校）や不登校対策教育支援員（中学校）、教育相談員（中学校）を効果的に活用する。
- 【長期欠席の兆しがみられるとき】定期的な複数職員による家庭訪問と早期の支援会議を実施する。欠席理由や背景等の情報収集と共有を図り、支援策の検討と支援に関する教員の役割分担を行う。また必要に応じ、SC・SSWとの連携や、校内適応指導教室の利用、市のけやき・さつき教室への通室等を検討する。

### (3) 新たな不登校を生まない取組（子どもが安心できる学校・学級づくりの推進）

2学期の始まりを“長期欠席児童生徒減少のチャンス”と捉え、子どもの自尊感情や自己有用感を高め、子どもが安心して過ごせる学級集団・学校づくりに取り組む。

- 安心できる学級集団づくりや分かりやすい授業づくり、運動会や体育祭等の学校行事等において、子ども一人ひとりに役割を与え、子どもが主体的かつ協働的に取り組むことのできる工夫を行う。
- 上記の様な取組を通し、ひたむきに取り組むこと、多様性を受け入れること、誰もが安心して過ごせる学級づくりに主体的に関わることなど、主体的な子どもの姿や、協働的で建設的な子どもの姿を積極的に承認・評価することで、子どもが自信を持ち、明日も登校したいと思える魅力ある学級・学校づくりに努める。

### (4) 保護者・地域との協働

不登校対策に関して、通信や学校ホームページ、学校運営協議会やPTA活動等において積極的に保護者・地域に情報提供を行い、取組への理解と支援を得るとともに、保護者・地域と協働したあらたな不登校を生まない体制づくりに努める。



## 人権教育の推進について

### 1 差別発言について 〈人権教育サポートガイドブックⅡ P21〉

教育課題として取り上げる差別発言とは、特定の人や集団を忌避・排除したり蔑んだりする発言であり、以下のような影響を及ぼすものであると捉えています。

- その言動に触れた被差別当事者や周りの人を、傷つけたり不快にさせたりする。
- 社会にある差別を温存し、特定の人や集団に対する差別をさらに助長・誘発する。

事象によっては、発言した子どもに差別する意図がないことがあります。また、その発言によって傷つく人がその場にいないこともあります。あるいは、自分自身に向けた発言であることもあります。

そのような場合であっても、「被差別当事者やまわりの人を傷つけたり、不快にさせたりする」「社会にある差別を温存し、特定の人や集団に対する差別をさらに助長・誘発する」といった可能性があることをふまえ、差別発言としてとらえて取組を進める必要があります。

このとらえ方は、発言以外の、落書きやしぐさ等にも当てはまります。

### 2 今後の取組について

子どもたちの日常生活における発言、行動を丁寧に見つめ直すとともに、差別やいじめをさせない、許さない集団づくりに引き続き取り組む。

- (1) 人権侵害(差別事象)後の学校組織としての取組については、三重県教育委員会事務局人権教育課作成の「人権教育サポートガイドブックⅡ(令和3年3月発行)P21～32」等を活用し研修を深め、様々な教職員が、チームとして共通認識を持って取り組む。
- (2) 新型コロナウイルス感染症や自殺予防(命と人権を守る)に係る学習指導資料については、三重県教育委員会事務局人権教育課作成の「みらいをひらく 増補版(令和3年3月発行)P123～141」等を活用し、道徳や各教科と関連付けて取り組む。
- (3) 報告書については、その概要と発生直後の対応の第1報以外に、第2報として、初期対応後にどのような取組を行ったのか、「差別事象の分析」と「課題の明確化」「具体的な取組」等を報告する。(第1回校長会 P.18～P.21)  
 ➔報告後の差別防止の具体的取組が重要
- (4) 「いじめ」については、その背景に個別的人権問題が認められる場合に報告する。判断が難しい場合、教育支援課(人権教育センター)へ問い合わせる。

## 18 学校における人権侵害(差別事象)

新学期、学級役員を選出するための学級活動中に、A(児童生徒)が立候補したところ、B(児童生徒)が「〇〇のくせに」と言った。

### ○事象発生からの対応ポイント

#### 被害生徒の状況把握とその対応

- ① 児童生徒の人権を守ることを最優先とし、安心して学び、生活できる環境づくりを進める。
- ② 学校の教育課題を明確にし、その解決に向けて組織的に取り組む。
- ③ 児童生徒や保護者との信頼関係の構築に努める。
- ④ 発生した事象を人権が尊重される学校づくりの契機ととらえ、主体性を持って取り組む。

### ○初期対応

#### 発生直後の対応

- ① 授業者は、Bの発言内容や意図を確認したうえで、「今の発言は人を傷つけるものである」等の指摘を行う。あわせて、A及び他の児童生徒に対しても適切な指導を行い、状況判断をしたうえで授業を再開する。
- ② 授業者は、授業後速やかに関係教職員(管理職・人権教育推進担当者等)に状況報告を行う。
  - ※ 発言により動揺している児童生徒がいる場合は、他の教職員へ協力を求め、当該児童生徒のケアに努める。
  - ※ 差別落書き等の場合は、原則として、直ちに落書きを覆い、保存したうえで、管理職に報告を行い、関係教職員立ち合いのもと現場確認・記録(撮影等)をした後、消去する。
  - ※ インターネット上に動画・画像等の掲載を行っている場合は、必要に応じ保存・削除要請等の対応を行う。(削除要請の詳細は、49ページ「15 インターネットの掲示板上での誹謗中傷」の項を参照のこと)

#### 聴き取り

- ① 関係教職員で児童生徒の状況についての情報共有と協議を行い、A・B等関係児童生徒への聴き取りを行ううえでの共通理解を図る。
  - (協議事項の例)
    - ・指導の方向性
    - ・聴き取る内容
    - ・聴き取りの体制(分担・環境等)
    - ・当面の対応内容(児童生徒のケア・指導方法等)
- ② 学校の教育課題を見いだしていく視点を持って聴き取りを行う。発言内容やその時の状況等について正確に事実を確認する。また、行為に至った経緯・要因や発言に関する認識(人権問題に関する認識やこれまでの人権学習の経験、生活背景等を含む)等についても聴き取る。
- ③ 人権教育推進担当者は事象の概要をまとめ、校長に報告する。校長は、取組体制を確立し、教職員に情報・課題の共有を行う。
  - ※ 個人情報の取扱には十分配慮し、プライバシーの保護に努める。

#### 保護者・教育委員会などの連携

- ① 人権教育推進担当者・学級担任等を中心に、家庭訪問等により保護者との連携を図る。
  - (情報共有・相談対応の例)
    - ・対応の経過
    - ・児童生徒の様子
    - ・保護者の思い
    - ・今後の取組方向
  - ※ 保護者等との情報共有・相談対応においては、学校及び教職員の姿勢を示す等、信頼関係を構築することを大切にする。
- ② 校長は、事象の概要・発生直後の対応等について教育委員会に報告・相談し、次のいずれかにより取り組む。いずれの場合も事象の概要・取組内容等を取りまとめ、年度末に教

育委員会に提出する。

- 教育委員会へ継続的に連絡・相談等を行い、連携を図りながら、後述の「事後の取組」に沿って、課題の解決に取り組む。
- 各学校が主体的に、後述の「事後の取組」を参考として課題の解決に取り組む。必要に応じて教育委員会に連絡・相談等を行う。

### ○事後の取組

#### 課題解決会議等の開催

- ① 後述の「短期的な取組」を参考に、事象発生直後の早急かつ適切な取組を進める。
- ② 人権教育推進委員会等において、事象に係わる整理を行う。  
(整理のポイント)
  - 事象の分析(発生の要因・背景と差別性についての考察)
  - 事象発生後の対応の検証
  - 学校・関係者(家庭・地域を含む)・関係機関等の課題の明確化
  - 教育課題の解決に向けた取組の方向性や具体的な方策
- ③ 多様な主体の協力を得て、課題解決会議を開催し、整理のポイントに沿って協議を行う。  
(課題解決会議の基本的なメンバー)  
その事象に係る学校の教職員、「人権教育推進協議会」のメンバー、市町等教育委員会・関係機関の職員等

#### 改善計画の策定

- ① 課題解決会議等における協議の結果をふまえて改善計画を策定し、教育委員会に提出する。

(改善計画の項目例)

- 事象の概要(発生日時・場所、関係者、内容、事象を把握した経緯・発生後の対応)
  - 事象発生の要因・背景、差別性
  - 解決すべき教育課題
  - 教育課題の解決に向けた取組(短期的な取組、中・長期的な取組)
- ※ 解決すべき教育課題及び教育課題の解決に向けた取組については、「児童生徒に係ること」「学校・教職員に係ること」「家庭・地域等に係ること」の観点で記載する。

#### 改善計画に基づく取組

- ① 改善計画に基づき、後述の「短期的な取組」や「中・長期的な取組(日常の取組)」を参考に、多様な主体の協力等を得ながら組織的な取組を行う。また、必要に応じて教育委員会に連絡・相談等を行い、連携を図る。

#### 取組に対する評価

- ① 年度末等の適切な時期に改善計画に基づく取組についての評価を行い、その結果を教職員はじめ学校関係者で共有し、人権教育推進計画に反映させる。また、取組内容と評価結果等を取りまとめ教育委員会に提出する。

### ○取組を進めるうえでのポイント

#### 短期的な取組

- ① 関係児童生徒を中心に、児童生徒全体の実態把握のための取組(個別懇談等)を行う。
- ② 事象発生の要因や背景等をふまえ、児童生徒の人権問題に関する理解や認識を深め、課題解決に向けた意欲や態度を育成する学習を実施する。取組を進めるにあたっては自他の人権を守るための実践行動力を身に付けるという観点を重視する。

- ③ 発生した事象に係わる個別的な人権問題について、教職員の認識を深める研修等を実施する。
- ④ 学校の取組を推進するため、家庭・地域との連携・協力関係を構築する。

**中 長期的な取組（日常の取組）**

- ① きめ細かい観察や個別懇談等を通じた児童生徒の実態把握に努めるとともに、児童生徒と教職員との信頼関係を構築する。
- ② 人権教育推進計画に基づく実践を行い、取組の成果と課題に応じて推進計画の改善を行う。
- ③ 人権学習指導資料等の積極的な活用や、児童生徒による自主的な活動を活性化させることにより、人権学習活動の充実を図る。
- ④ いじめや差別等を許さない仲間づくりに取り組む。
- ⑤ 教育活動全般を、人権尊重の視点で常にチェックする。
- ⑥ 教職員の人権意識と人権感覚を高める研修を充実させる。
- ⑦ 家庭・地域・関係学校等との連携を密にし、積極的な情報発信等により開かれた学校づくりを進める。

**○関係法令等**

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日施行）
- ・人権が尊重される三重をつくる条例（平成9年10月1日施行）
- ・三重県人権施策基本方針（平成11年3月策定、平成18年3月改定、平成27年12月改定）
- ・三重県人権教育基本方針（平成11年2月策定、平成21年2月改定、平成29年3月改定）
- ・人権教育ガイドライン（平成30年3月発行）

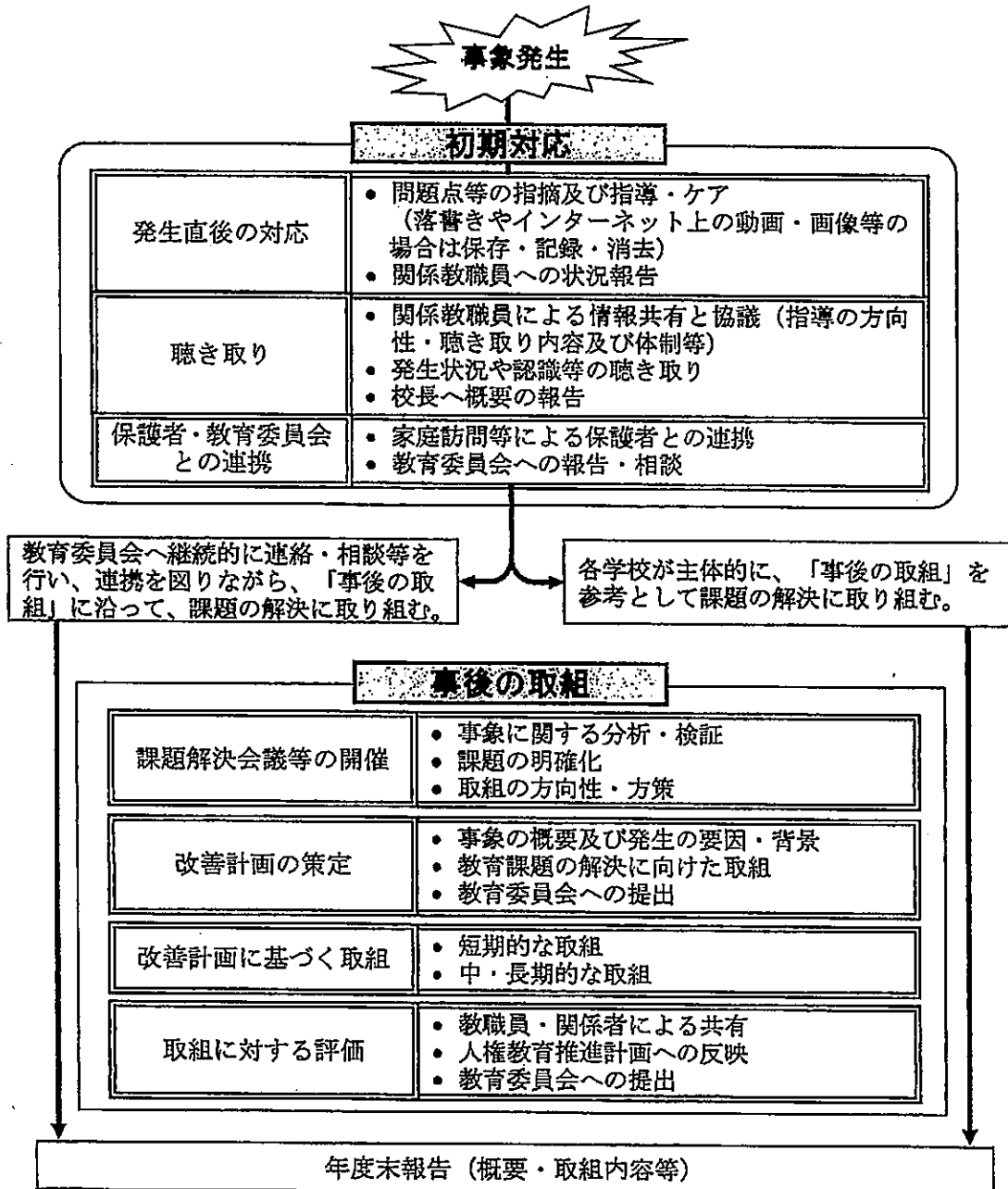
**「三重県人権教育基本方針」（＜教育関係者の取組＞より）**

すべての教育関係者は人権問題に対する正しい認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、子どもが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育に取り組みます。

- 人権問題は、現在の社会の中に醸成しているという事実認識に立ち、その現状を的確にとらえます。
- 人権問題は、差別によって基本的人権が侵害されているところに本質があるという認識に立ちます。
- 人権問題の解決は、一人ひとりが自己にかかわる課題として自覚していくことを通して達成されるものであるという認識に立ちます。
- 日本の社会に存在する様々な意識、慣習や制度の中に、差別を温存し助長しているものがあるという認識に立ちます。
- 人権に関する自らの意識を見つめ直し、職場の中で互いを磨き合うことにより確かな人権感覚を身に付け、教育実践力を高める研修に努めます。
- 被差別の人々の生き方に学び、継承してきた文化について正しく理解します。
- 人権問題の解決のために取り組まれてきた実践や成果に学びます。

## 学校における人権侵害（差別事象）対応フロー図

- 【ポイント】
- ① 児童生徒の人権を守ることを最優先とし、安心して学び、生活できる環境づくりを進める。
  - ② 学校の教育課題を明確にし、その解決に向けて組織的に取り組む。
  - ③ 児童生徒や保護者との信頼関係の構築に努める。
  - ④ 発生した事象を人権が尊重される学校づくりの契機ととらえ、主体性を持って取り組む。



※ 小中学校等において、市町等教育委員会で独自にマニュアルを作成している場合、それに沿って取組を進める。

## 1 学期の生徒指導事故報告及びいじめ事案報告の概要について

### 1 生徒指導事故報告状況

今年度7月末までに、報告された事故報告種別の「その他」には、小学校で金銭乱費・金銭トラブル、SNSトラブル、居所不明等、中学校で授業離脱、SNSトラブル、居所不明等が報告されています。

暴力行為については、小中学校ともに全体の半数以上を占めます。子ども同士のやりとりの中のささいなことをきっかけに、感情をコントロールできず、興奮し暴言や暴力を行っている状況があります。

小学校では、金銭に関する問題行動が多く発生しており、お金を持たず店に行き万引きをしたり、家のお金を持ち出し勝手につかったり、友達同士でおごり合ったりしています。

中学校では、進学による環境の変化になかなか対応できず落ち着かない状況や新しい人間関係の中でのトラブルがあります。

学校では、問題行動等について、状況に応じ、保護者と連携したケース会議での対応策の検討・実施や、関係機関への相談や連携を進めるなど、継続した指導や支援を行う必要があります。中学校では、生徒の小学校時の様子や対応等について、小学校との連携も重要となります。また、交友関係が広がることから、校内の生徒関係だけでなく、他校の生徒や他市の生徒等との交流についても見受けられ、生徒間のつながりについて注意深く様子を見守り、学校間で情報を共有し対応することが求められます。

### 2 いじめ事案報告状況

学校が児童生徒に寄り添い、丁寧に見守る中で、いじめを発見し、解決に向かう事案がある一方で、組織的な対応や報告・連絡・相談が機能せず、初期対応がうまくいかなかった事例もあり、本来のいじめ問題とは異なる問題で学校が対応を迫られる場合もありました。いじめアンケートでは、「いじめ」という言葉を使わずに児童生徒に困っていないか聞くように、児童生徒の訴えの中で「いじめ」という言葉が出ない場合であっても、いじめを想定して丁寧な対応を行うことが大切です。

また、いじめを認知した場合は、各校のいじめ防止基本方針に従い、いじめ解決への道筋を明らかにして対応していくことが重要となります。今後も、問題が複雑化する前に対応ができるよう、些細なことでも教育支援課に情報共有をしていただくようお願いいたします。

## 1 児童生徒の自殺予防に係る取組について（文科省通知）

令和2年児童生徒の自殺者数は499人で前年（399人）と比較し大きく増加，そのうち，女子中高生の自殺者数は209人で前年（127人）と比較し，約1.7倍となっている。18歳以下の自殺は8月下旬から9月中旬等の学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ，学校が保護者，地域住民，関係機関等と連携の上，長期休業前から長期休業明けの時期にかけて，取組を実施することが考えられる。

## 2. 学校における自殺予防に向けた取組

- (1) 一学期に欠席が多かった児童生徒への電話や家庭訪問の実施
- (2) 一学期いじめアンケートを見直し，気になる児童生徒への電話や家庭訪問の実施
- (3) 児童生徒及び保護者へのいじめ，不登校，悩み等の相談窓口の周知
- (4) 悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見のためのアンケート調査や教育相談，家庭訪問等の実施
- (5) 児童生徒の状況を的確に把握するための細やかな健康観察や健康相談等の実施
- (6) スクールカウンセラー等による支援を行うなど，心の健康問題への適切な対応
- (7) 学校いじめ防止対策基本方針に従った取組の推進
- (8) 保護者に対する家庭における見守りの促進と学校の相談窓口の周知

## 3. 児童生徒の自殺予防に関するマニュアル・手引き・学習教材

- (1) 「教師が知っておきたい 子どもの自殺予防」

文部科学省ホームページ



- (2) 「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」

文部科学省ホームページ



- (3) 人権学習指導資料

「みらいをひらく～わたしからはじまる人権学習（増補版）～」

三重県教育委員会事務局人権教育課



## 命と人権を守る学習指導資料「不安や悩みを抱え込ませないために」

この資料は、2020（令和2）年度に若者の自殺が増加したことを受け、自殺予防の取組の参考にしていただくよう、発行したものです。

高等学校・高等部用として作成したのですが、子どもの実態に応じて編集していただくことですべての校種で活用することができます。また、内容的には、自殺予防に特化したものではなく、「不安や悩みを感じたときに、誰かに相談できるようにする」「相談を受けたときに適切に受けとめられるようにする」といったことをめざすものであることから、広く活用することができると思います。

### 学習展開例の内容等について

No.	タイトル	内 容
①	こころとからだの状態を チェックしよう	・心身の状態のチェック ・「悩んだら相談を」という呼びかけ
②	誰かに伝えよう	・「相談してよかった」経験の共有 ・自分が相談できそうな相手の確認 ・「悩んだら相談を」という呼びかけ
③	気づくことから始めよう	・相手が話しやすい「不安の聞き方」のポイント ・抱え込まずにおとなに「つなぐ」ことの大切さ

※学習展開例の中で紹介している「【相談窓口】一人で悩まず相談しよう」は、三重県ホームページでも閲覧できる。（<https://www.pref.mie.lg.jp/SEISHI/HP/2012100354.htm>）

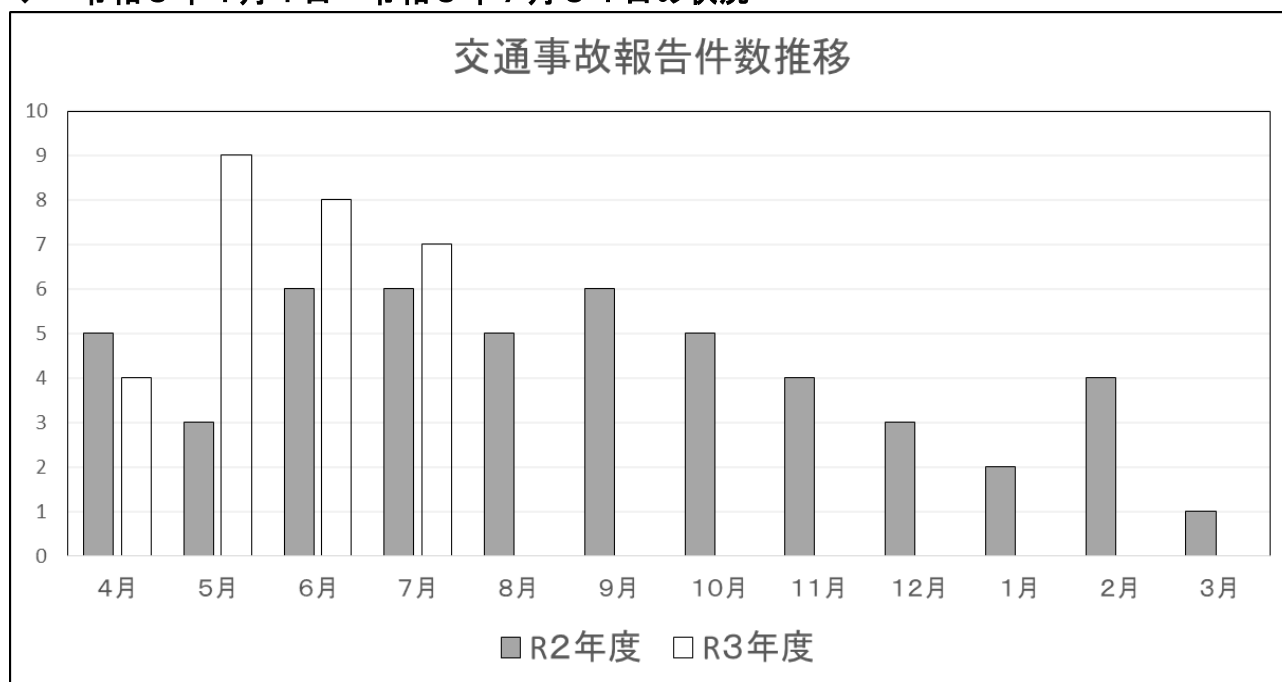
2021年3月現在のものをP.141に掲載している。情報が更新されることがあるので、使用にあたっては、上記アドレスで最新のものを確認するとよい。

#### 【関連資料】

- ・Webサイトで閲覧可能な資料
  - 「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」（文部科学省）
  - 「子供対象自殺予防教育の実施に向けて（教師のための研修の内容）」（文部科学省）
  - 「子どもの心のケアのために 一災害や事件・事故発生時を中心に」（文部科学省）
  - 「こころもメンテしよう 若者のためのメンタルヘルスブック」（厚生労働省）
  - 「中高生を支える教職員を応援するサイト こころもメンテしよう ～教職員の皆さんへ～」（厚生労働省）
- ・令和2年8月20日付 生徒指導課からの送付文書
  - 「SOSの出し方・受け止め方に関する教育のために ～教員向けガイドブック編～」（三重県医療保健部）
  - 「SOSの出し方・受け止め方に関する教育のために ～教材編～」（三重県医療保健部）



## ◆ 令和3年4月1日～令和3年7月31日の状況



**28件(前年度比 +8件)** 7月31日現在

**加害 17件**

**人身 2件**

**出退勤途上 11件 交差点 7件**

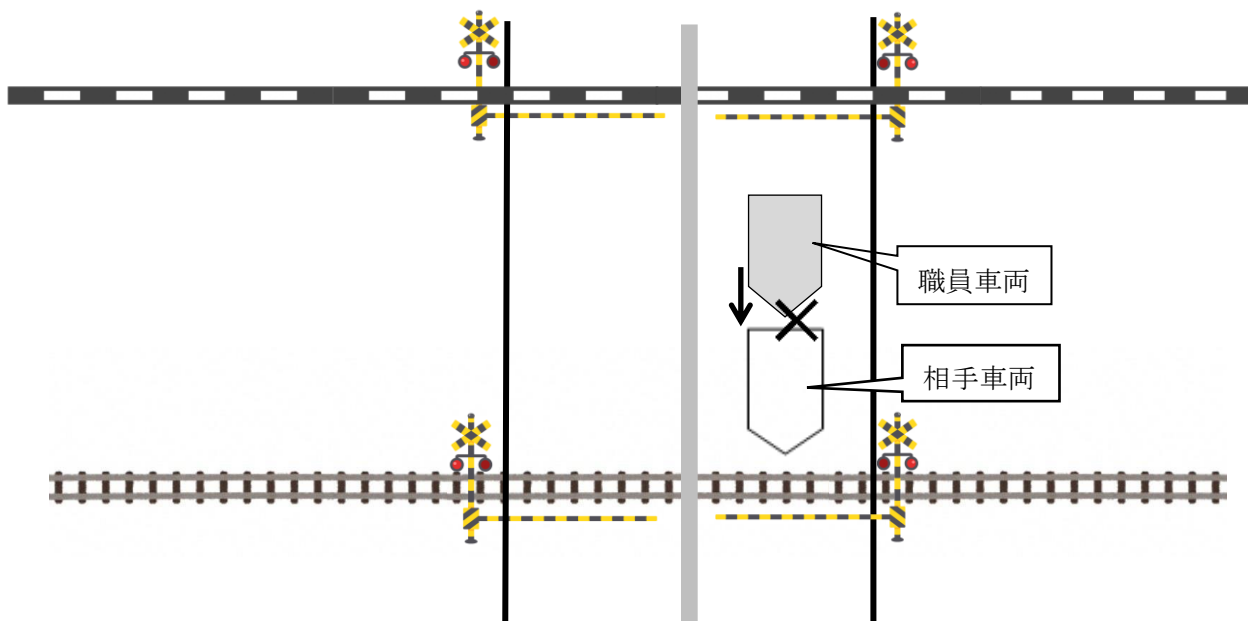
## ◆ 状況・傾向

令和3年度7月31日現在の交通事故発生件数は28件で、内17件が加害事故となっており、全体の発生件数は、昨年度の同時期と比較すると8件増加しております。また、加害事故は、昨年度より3件増加しております。7月の発生件数は昨年同月比較で増加しており、被害事故が多くなっています。通勤路上や細い道において、すれ違う際の接触事故や、休日の私用運転中における事故が発生している状況です。

まもなく2学期が始まり、大変忙しい日々が戻ってまいります。自動車等を運転するときは、気持ちにゆとりを持ち、周囲に十分注意を払い、油断をせず運転に専念するよう、注意喚起をお願いいたします。

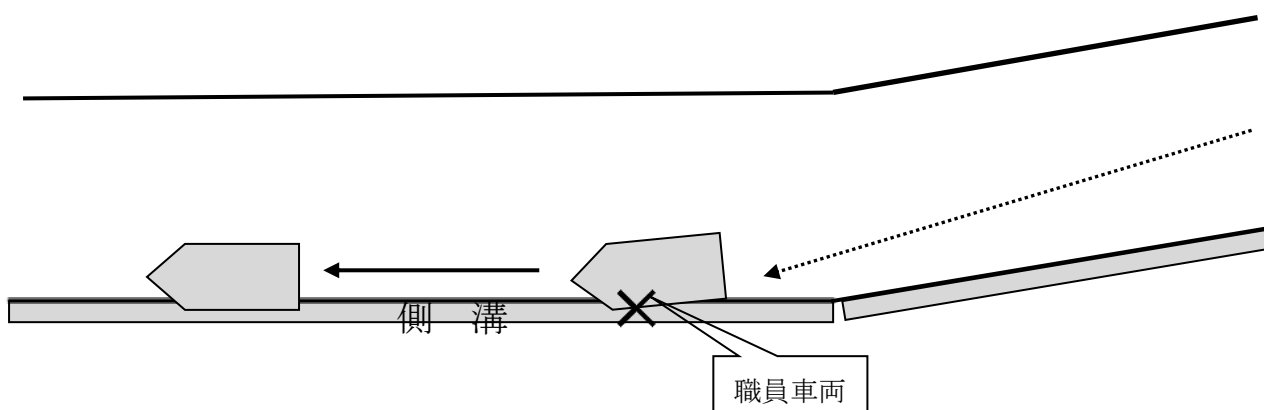
(事例1) 踏切手前で前方の車が一旦停止をした際、前の車が止まっていることに気づくのが遅れ追突した。

→ 職員が周囲の状況に応じ、車間距離を充分にとり、運転していたら防ぐことができた。



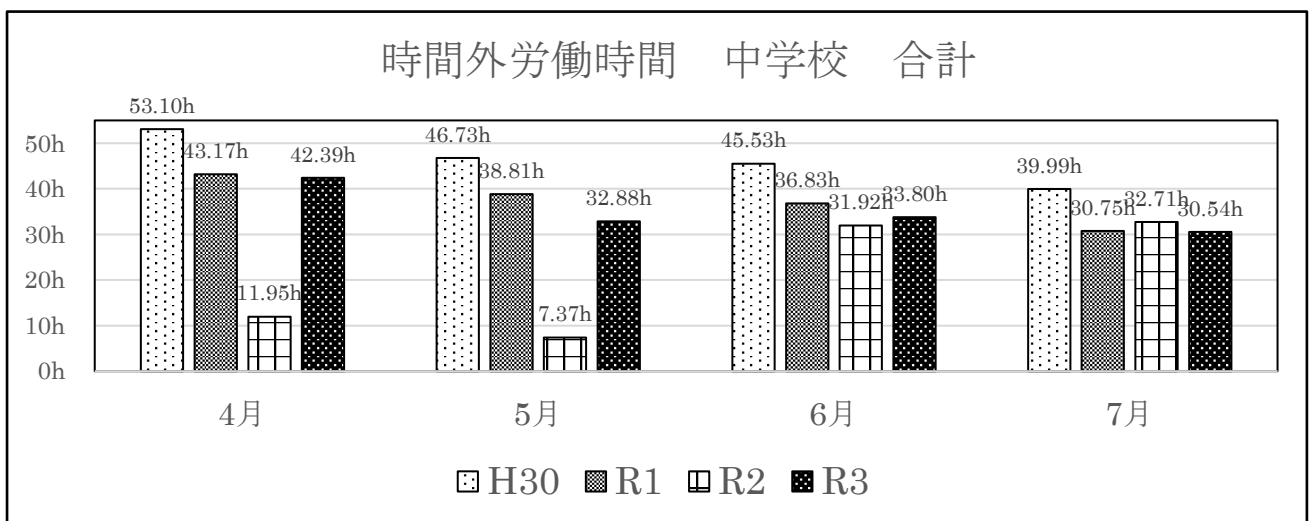
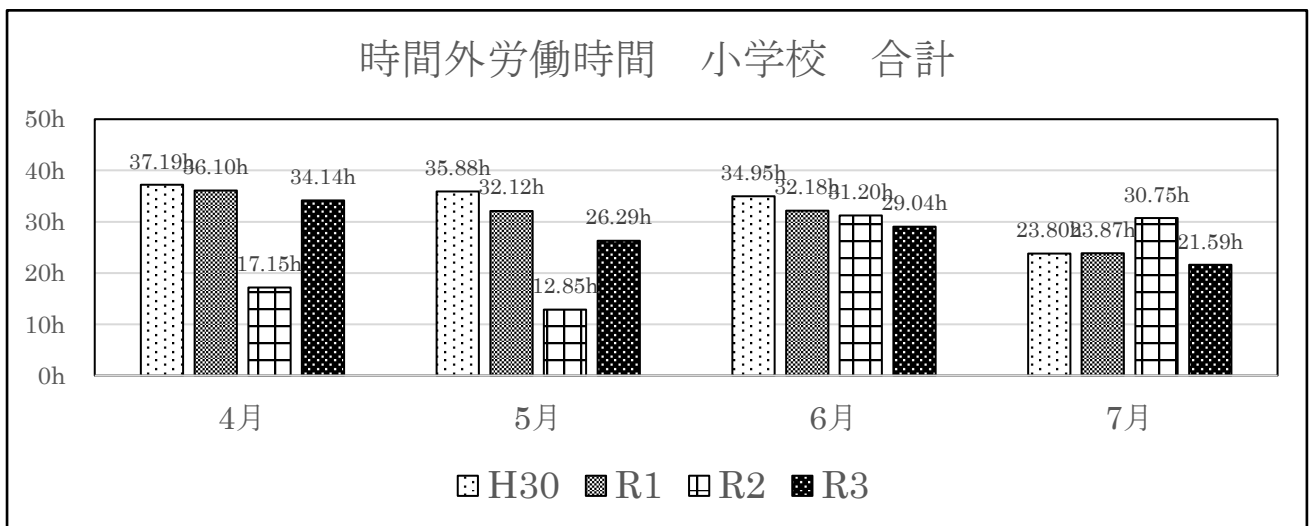
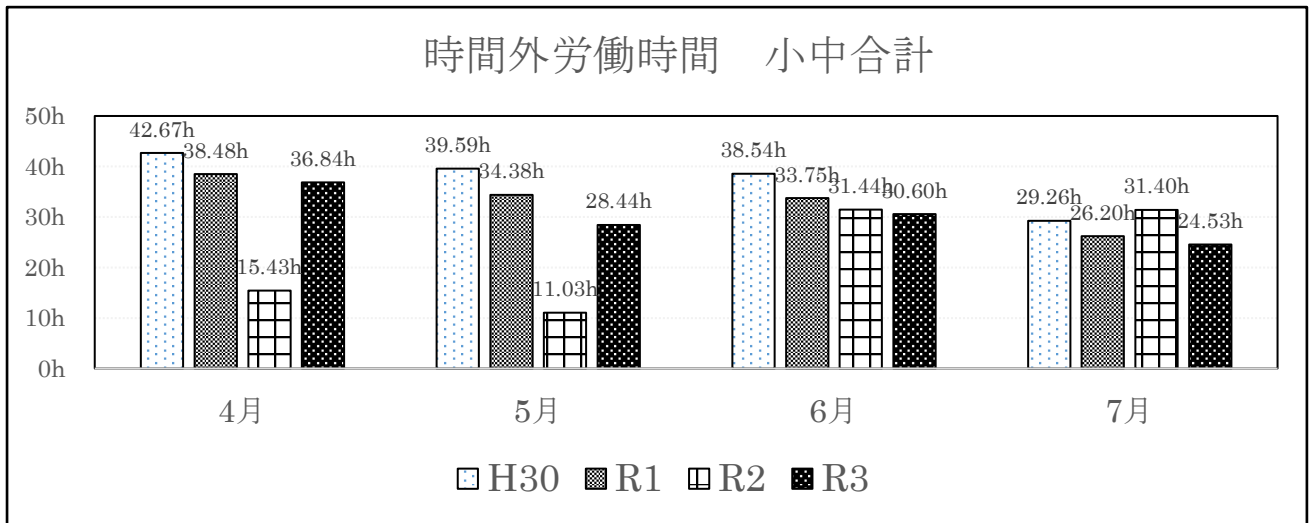
(事例2) 左側に寄りすぎたため、左側両輪が側溝に脱輪した。脱輪後、10m程で進み止まり、その際にフェンス・電柱へ接触した。

→ 職員が周囲の状況に応じ、運転していたら防ぐことができた。

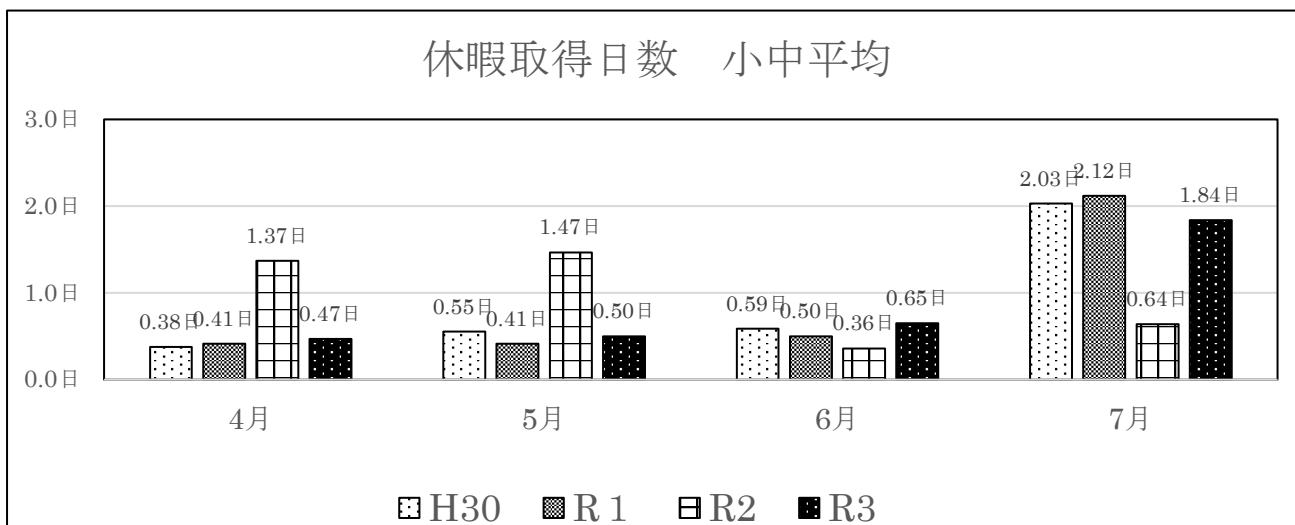
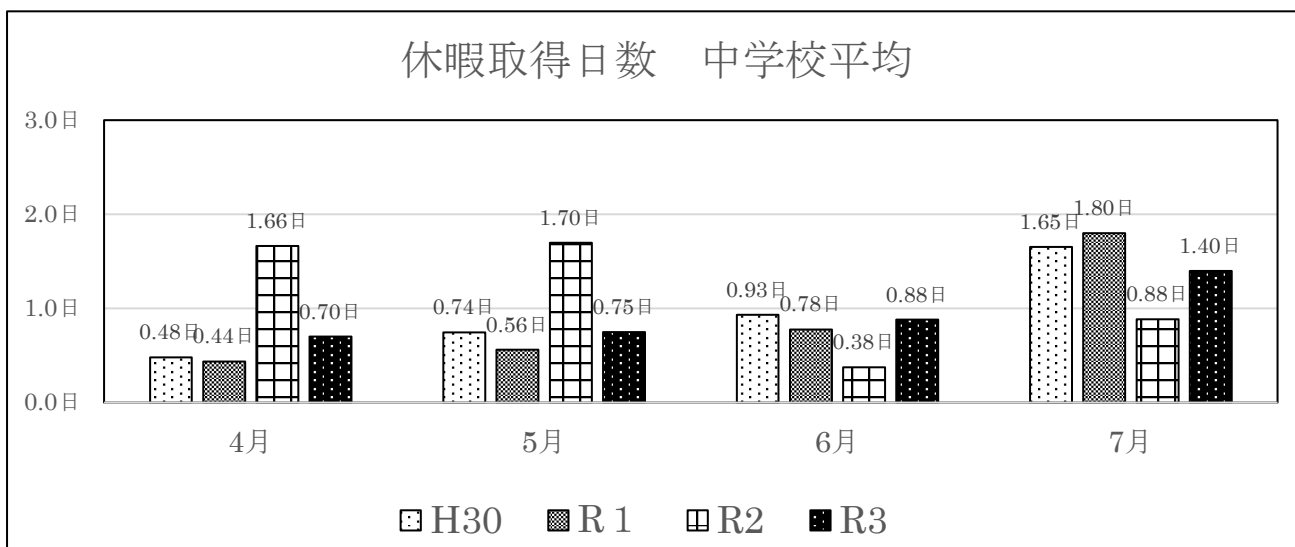
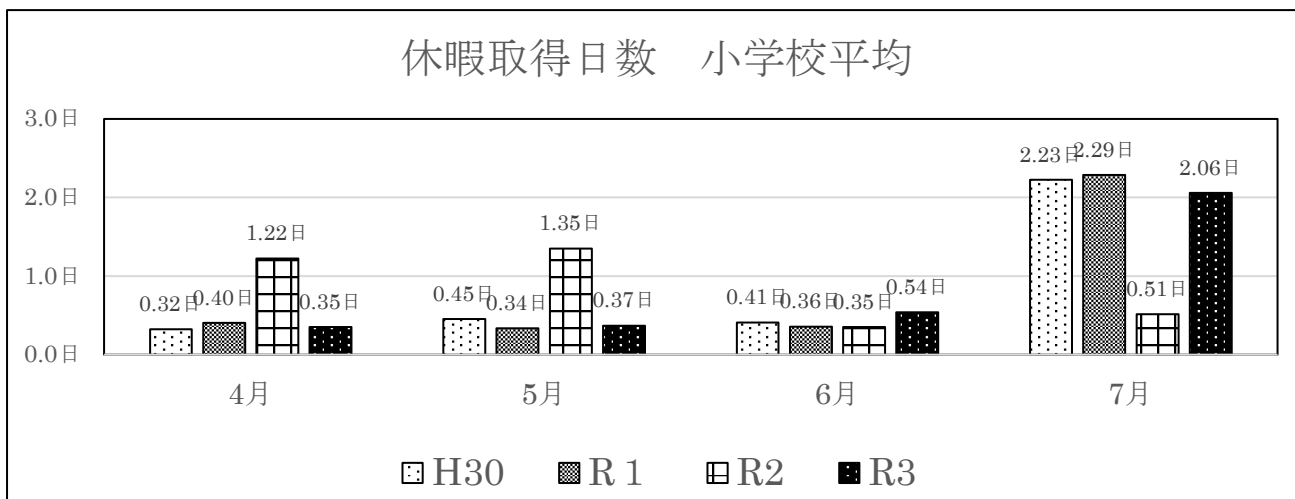


時間外労働時間削減の取組について

1 時間外労働時間 (月平均時間) <目標値: 1人当たり 30時間以下>

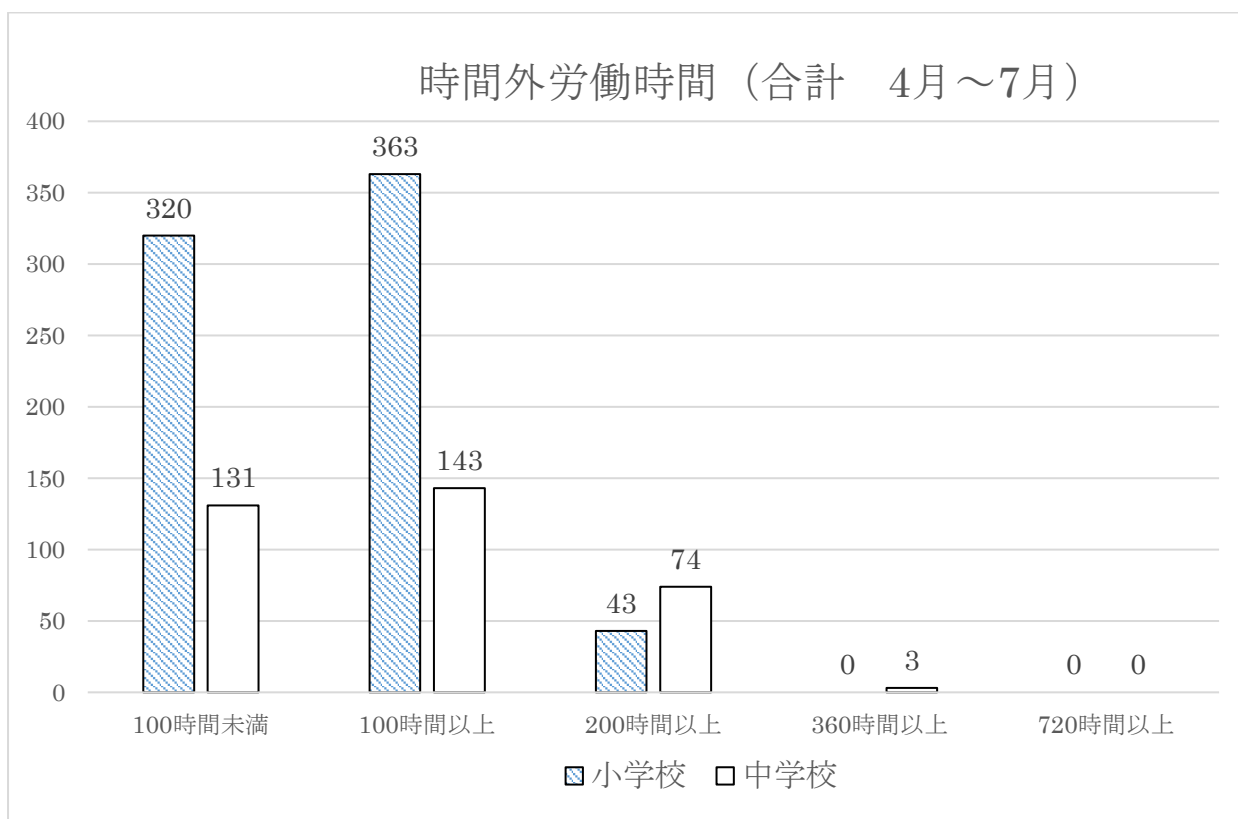
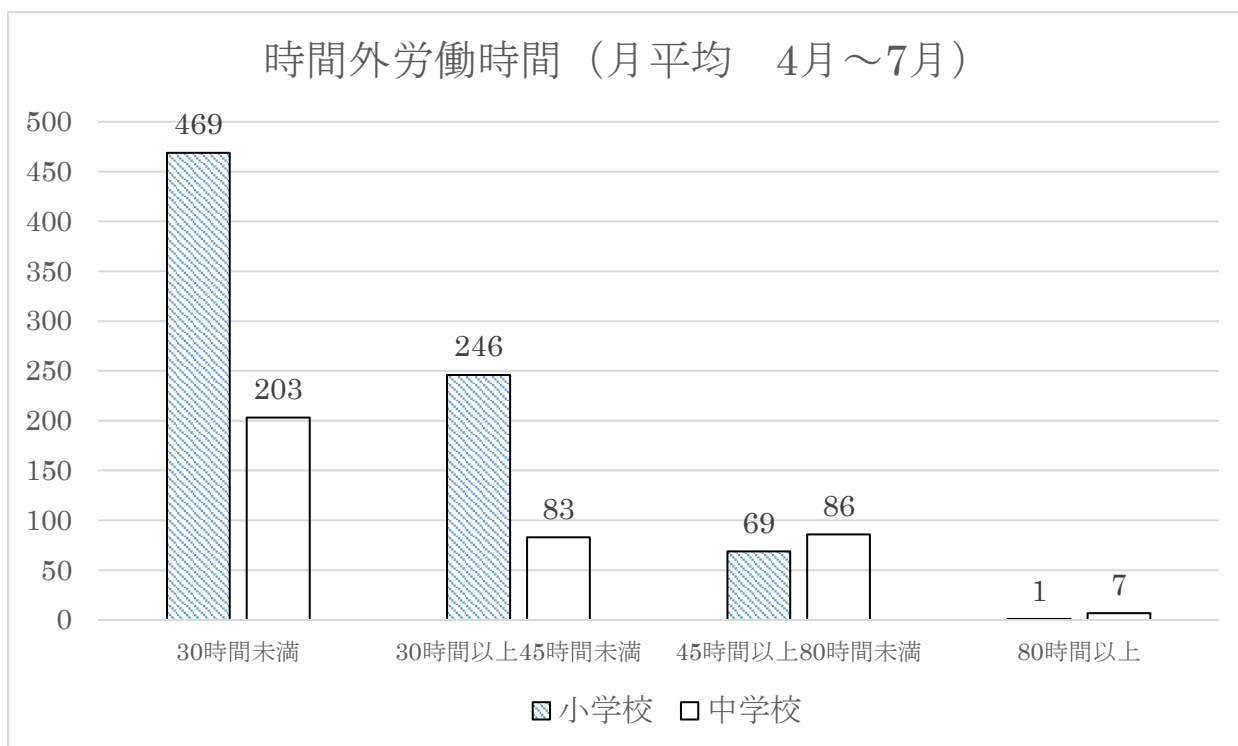


2 休暇取得日数（年平均日数） <目標値：1人当たり22日>



### 3 時間外労働時間（月平均・延べ人数）

<目標値：年 360 時間，月 45 時間を超える人数 0 人>



各市町等教育委員会教育長  
各 県 立 学 校 長 様

三重県教育委員会教育長

## 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）

このことについては、学校教育に対する県民の関心がますます高まる中、かねてから注意を喚起し、貴職におかれても格段の配慮をいただいているところです。

しかしながら、令和2年度は、わいせつ行為や窃盗、交通事故や不適切な言動により懲戒処分とした事案が8件発生し、公教育への信頼を大きく失することとなり、これまで積み上げてきた教育への信頼が根底から揺らぐ危機的状況にあります。

県教育委員会では、こうした事案を厳粛に受け止め、令和3年3月にとりまとめた「不祥事根絶に向けた対応策」を基に、学校と共に不祥事の根絶と信頼回復に全力で取り組んでいるところです。

日ごろから、教職員が労を惜しまず児童生徒のために職責を遂行していたとしても、たった一件の不祥事が発生することにより、これまで積み重ねてきた学校教育への信頼は大きく損なわれてしまいます。教職員一人ひとりには、不祥事を自分事として捉え、自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律するとともに、自分の周囲から不祥事を出さないという強い決意の下、主体的に取り組むことが大切です。

夏季休業期間を迎えるにあたり、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について、一層の注意を払われるよう通知します。県立学校においては、下記事項を教職員一人ひとりが十分認識したうえで、コンプライアンスの推進と不祥事の根絶につなげてください。

市町等教育委員会にあっては、これらのことを所管の校長に周知し、その趣旨の徹底と適切な指導を図られるようお願いいたします。

## 記

## 1 わいせつ行為等の根絶について

児童生徒の成長に直接関わる教職員による盗撮等を含むわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント等は、あってはならないことである。児童生徒に対しては、子どもたちの心に傷をつけ自尊心を損なうものであり、程度にかかわらず断じて許されないことを教職員一人ひとりが再認識するよう、わいせつ行為等の根絶に万全を期すこと。

国においては、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立し、教育職員等の責務等が規定されたことを踏まえ、教職員としての倫理を保持し、児童生徒性暴力等の防止に努めること。

児童生徒との職務に関係のない私的なSNS等によるやりとりが、わいせつ事案の発端となる場合があることから、改めて各学校において適切な取扱いを徹底すること。さらに、他の教職員の目が行き届きにくい空間で児童生徒と1対1で対応している状況もわいせつ事案のきっかけとなる場合があることから、密室状態を回避するように努めるとともに、個別での対応を避けるなど不祥事の発生につながらないよう防止策を講ずること。

なお、県教育委員会においては、一部改正された「懲戒処分の指針」に則り、わいせつ事案には、厳格な処分を講じていくこととする。

- ・ 令和元年7月11日付け  
「教職員と生徒・保護者とのSNS等の使用に係る適切な取扱いについて」〈教職員課〉
- ・ 令和2年9月15日付け「「懲戒処分の指針」の一部改正について」〈教職員課〉

## 2 体罰等の禁止について

体罰は、学校教育法において禁止される違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決への志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されないものである。

また、教職員の不適切な発言により児童生徒の心情を著しく傷つける事案が発生している。こうした児童生徒の人権を侵害する発言は断じて許されないものであることから、児童生徒の指導に当たっては、児童生徒の特性、置かれた状況、背景に配慮すること。

各学校においては、担当課からの資料等を活用して、教職員の指導に対して児童生徒が素直に耳を傾けるような関係づくりに努めるとともに、指導が難しい状況にあっても、毅然とした粘り強い指導を進めていけるような生徒指導体制を構築していくこと。

なお、これまで厳しい指導の名の下で、或いは保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を看過してこなかったかを検証し、体罰等を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰や不適切な発言の防止に関する取組の強化を図ること。

さらに、昨年度、教職員が自分の子どもに対して暴行を行い、傷害を負わせたことにより、懲役の判決を受け失職する事案が発生した。例え、親権を有する自分の子どものしつけであっても、体罰が禁止されていることを理解し、あらゆる暴力を排除すること。

- ・ 令和2年11月20日付け「職員の綱紀粛正について」〈教職員課〉
- ・ 令和3年4月23日付け「体罰の根絶に向けた取組の徹底について」  
〈子ども安全対策監、教職員課、生徒指導課、保健体育課〉
- ・ 令和3年3月11日付け「不祥事根絶に向けた対応策について」〈教職員課〉

## 3 飲酒運転の根絶と交通事故の防止について

交通事故の防止については、県全体で取り組んでいるところであり、7月11日から7月20日までは夏の交通安全県民運動期間とし、飲酒運転の根絶等を運動の重点として、交通事故防止の徹底を図っていくこととしている。

飲酒運転は犯罪であり、一人ひとりが飲酒運転0（ゼロ）をめざす決意を新たにし、飲酒運転の根絶を図ること。なお、処分まで至らないものも含め、漫然運転による事故が発生していることから、慣れに頼った運転や思い込みによる運転をしていないかなど、自分の運転一つひとつを見直し、安全運転に努めること。

県教育委員会においては、交通事故の防止を一層徹底するとともに、重大な交通法令違反者には、厳正に対処していくこととする。

また、児童生徒に対して範を示すべき立場にある教職員として、交通安全に関する意識を高め、交通法令を遵守することはもちろんであるが、万一交通事故を起こした場合には、適切な事後処置を講ずること。

## 4 部活動等の指導における安全確保について

これからの時期は、部活動等の活動が活発に行われる時期でもあり、部活動における安全確保と事故防止に十分注意を払うこと。

また、児童生徒の健康・安全管理に十分留意し、児童生徒の心身の状況に即した指導を計画的に実施するとともに、校外で活動する際は、交通事故防止も含め、安全確保に十分注意すること。さらに、運動場・体育館等が安全に配慮して使用されているか、施設・設備、用具・器具が整備されているか留意すること。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、近距離で組み合わせることが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動など感染リ

スクの高い活動等を制限するとともに、車座になって飲み物を飲みながら会話することを防ぐなど、部活動に付随する場面での対策を徹底すること。なお、部活動の実施に当たっては、担当課からの通知を参考に、指導を徹底すること。

- ・ 令和3年3月29日付け

「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改訂について」

＜高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、教職員課＞

## 5 時間外労働時間の上限の遵守と勤務時間の適正管理について

教職員の業務負担軽減を図り、より効果的な教育を持続的に行うため、学校における働き方改革を一層推進する必要がある。管理職は、引き続き「定時退校日の設定」、「部活動休業日の設定」、「会議時間の短縮」の3つの取組を着実に推進するとともに、学校行事の精選やスクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ等の外部人材を積極的に活用し、教育の充実及び業務の削減に取り組むなど、全ての教職員の時間外労働時間の上限が遵守されるように努めること。

なお、公務員には職務専念義務があり、夏季休業中においても異なる取扱いを受けるものではないため、夏季休業中の勤務日における勤務態様について、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

- ・ 令和3年3月19日付け「学校における働き方改革の推進について」＜教職員課＞

- ・ 令和2年12月2日付け

「長期休業中において県教育委員会が主催する会議や研修等を実施しない期間の設定及び学校閉校日の設定について」＜教職員課＞

## 6 教育活動中の飲酒等の禁止について

教職員は、教育活動中はもとより、引率する児童生徒を管理すべき夜間等においても、飲酒等、保護者や県民の教育に対する信用を失墜する行為は、厳に慎むこと。また、同席する教職員が、他の教職員のかかる行為を制止しないことについても同様である。

## 7 公金等の適切な管理について

学校徴収金や各種委託金をはじめ、教職員が様々な場面で現金を扱う場合があるが、各学校においては、できる限り現金を直接扱わない方策を講ずること。また、現金を直接扱わずを得ない場合にあつては、遅滞なく金融機関に入金する等、手元での保管期間を極力短くすること。また、各所属において改めて通帳・印鑑の管理、出入金手続き、収支に係る点検体制を確認し、一層の厳正な管理に努めること。

これまでにも、管理職による旅費の不正受給事案があったことを受け、出張及び旅費についても適正な手続きと厳正な管理に努めること。

## 8 個人情報及び公文書等の管理の徹底について

各学校においては、特に児童生徒の個人情報にかかる書類・電子データ等、外部に流出してはならない公文書等は施錠できる場所に保管し、校外へ持ち出さないよう意識の共有を図ること。やむを得ず校舎外に持ち出す必要がある場合には、所属長の許可を得るよう義務づけるとともに、これらの書類については、自動車内等、盗難の恐れのある場所や他人の目に触れる場所には絶対に放置しないよう取扱いには細心の注意を払うこと。

また、個人情報を送付する場合は、宛名と封筒の中身に誤りがないかを、メール送信時には、添付文書等に個人情報が含まれていないかなどを、複数の者で確認する等、誤送付を防ぐための点検体制を構築すること。

加えて、不要となった個人情報を含む書類や電子データ等は速やかに廃棄する



ことを含め、児童生徒に関する情報や書類等の具体的な管理方法やルールを全職員が理解し、より一層安全で強固な管理体制を確立すること。

- ・ 令和3年6月14日付け「個人情報等の適正管理の徹底について」  
＜小中学校教育課、学校防災推進監＞
- ・ 「教務手帳等の個人情報記載文書の適正管理について」  
(令和3年4月 令和3年度県立学校長・事務長会議配布資料)

### 9 あらゆるハラスメントの防止について

あらゆるハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、その能力の適切な発揮を妨げる要因となるとともに、職員間のコミュニケーションが滞るなど、仕事を進めるにあたっての重大な支障となり得るため、職員一人ひとりが、お互いの人格を尊重する働きやすい職場となるよう、普段からコミュニケーションを大切にし、風通しのよい職場づくりをこころがけること。

- ・ 令和2年9月15日付け  
「ハラスメントの防止等に関する基本方針等の作成（見直し）について」＜教職員課＞

### 10 営利企業等への従事制限・兼職及び事業等への従事等について

公務員には営利企業等への従事制限が法で定められており、兼職及び事業等への従事には任命権者（県費負担教職員の場合は市町等教育委員会）へ届け出て許可を受ける必要があることを周知し、教職員の管理監督に努め、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

なお、短時間勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限から除外されているところであるが、従事する場合は、あらかじめ校長に届け出る必要がある。

### 11 会食、遊戯等について

民間業者、保護者、国や他の地方公共団体職員及びその他の教育関係者等、職務上利害関係のある者との会食や遊戯、贈答品の授受等、県民の疑惑を招く恐れのある行為は厳に慎み、常に公私の区別を明確にし、県民の不信を招くことのないようにすること。

#### ○ 令和2年度の状況

① 懲戒処分件数・被処分者数 8件・8人

② 体罰発生件数・対象教員数  
1件・1人

	公立小中学校	県立学校
	0件・0人	1件・1人

③ 交通事故発生件数

	公立小中学校	県立学校
公務時の人身事故、物件事故（自損を除く）	15件	12件
通勤時の人身事故	14件	14件
私用時の人身事故（自損を除く）	10件	4件
計	39件	30件

教職員課：県立学校人事班 電話 059-224-2956 小中学校人事班 電話 059-224-2958

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

令和 3 年度公立小中学校・義務教育学校管理職員評価制度の中間面談にかかる  
学校訪問（集団面談）の実施について

このことについて、別紙のとおり中間面談にかかる学校訪問を実施します。

なお、日程につきましては、都合により変更することがありますので、御理解いただきます  
ようお願いいたします。

### 記

- 1 実施日時及び会場 別紙の通り（今後変更の可能性がります）
- 2 実施方法 中学校区ごとに集団面談形式で行います。  
なお、在籍する児童が 2 つの中学校に進学する小学校については、  
両中学校区の面談にご出席ください。
- 3 面談内容 ① 学力向上，ICT 活用，不登校対応の取組について  
② その他中学校区の取組について  
※ ①は指標に基づいてご説明ください。指標は、別途、教育指導課  
及び教育支援課から通知します。
- 4 準備物 学力向上，ICT 活用，不登校対応，その他中学校区の取組に係る資料  
（白黒印刷でお願いします。）
- 5 その他 別紙の「実施日・時間」の都合が悪い場合は、大変恐れ入りますが学校  
教育課教職員 G（藤見）までお知らせください。よろしく願います。

事務担当 学校教育課 教職員 G 藤見 TEL 382-7618
--

【《中学校区名》学校区】

令和3年度公立小中学校・義務教育学校管理職員評価制度に係る中間面談 事項書

《日（曜日）》

《時刻》

《場所》

1 中学校区の実施（30分）

- (1) 中学校区における学力向上，ICT活用，不登校対応の状況について及び今後の実施について  
(中学校区代表校長より)

- (2) その他各学校の実施について（各校長より）

2 質疑応答（30分）

- (1) 教育指導課長より

- (2) 教育支援課長より

- (3) 学校教育課長より

- (4) 参事より

(別紙)

### 令和3年度 小中学校中間面談としての学校訪問日程予定表

月日	曜	開始時間				
8時45分発		9:00 ~ 10:00	10:30 ~ 11:30		13:30 ~ 14:30	15:00 ~ 16:00
10月1日	金	<b>千代崎中学校区</b> 愛宕小, 玉垣小, 若松小, 千代崎中(会場 : )	<b>白子中学校区</b> 稲生小, 旭が丘小, 桜島小, 白子中(会場 : )			
10月4日	月	9:00 ~ 10:00	10:30 ~ 11:30		13:30 ~ 14:30	15:00 ~ 16:00
8時40分発		9:00 ~ 10:00	10:30 ~ 11:30		13:30 ~ 14:30	15:00 ~ 16:00
10月6日	水	<b>鼓ヶ浦中学校区</b> 白子小, 愛宕小, 鼓ヶ浦小, 鼓ヶ浦中(会場 : )	<b>天栄中学校区</b> 合川小, 天名小, 栄小, 郡山小, 天栄中(会場 : )			
8時45分発		9:00 ~ 10:00	10:30 ~ 11:30		13:30 ~ 14:30	15:00 ~ 16:00
10月7日	木	<b>大木中学校区</b> 長太小, 箕田小, 若松小, 大木中(会場 : )				
8時40分発		9:00 ~ 10:00	10:30 ~ 11:30	13時15分発	14:00 ~ 15:00	15:30 ~ 16:30
10月11日	月	<b>白鳥中学校区</b> 加佐登小, 石薬師小, 井田川小, 白鳥中(会場 : )	<b>創徳中学校区</b> 牧田小, 飯野小, 清和小, 創徳中(会場 : )		<b>鈴峰中学校区</b> 椿小, 深伊沢小, 庄内小, 鈴西小, 鈴峰中(会場 : )	
10月15日	金	9:00 ~ 10:00	10:30 ~ 11:30		13:30 ~ 14:30	15:00 ~ 16:00
10月20日	水	9:00 ~ 10:00	10:30 ~ 11:30		13:30 ~ 14:30	15:00 ~ 16:00
8時45分発		9:00 ~ 10:00	10:30 ~ 11:30		13:30 ~ 14:30	15:00 ~ 16:00
10月21日	木	<b>神戸中学校区</b> 河曲小, 一ノ宮小, 神戸小, 神戸中(会場 : )	<b>平田野中学校区</b> 国府小, 庄野小, 明生小, 平田野中(会場 : )			
10月22日	金	9:00 ~ 10:00	10:30 ~ 11:30		13:30 ~ 14:30	15:00 ~ 16:00

今後, 教育長の都合により, 日程変更をお願いさせていただくことがあります